資料3-3

修正案	現行	備考
石川県地域防災計画	石川県地域防災計画	
雪害対策編	雪害対策編	
(亚式 0.4 年修工)	(亚成立立在修工)	
(平成24年修正) (案)	(平成23年修正)	
(未)		

修正案	現	備考
第1章 総 則	第1章 総 則	
第 1 節 (略) 第 2 節 性格及び基本方針 1 (略) 2 基本方針 (1) 用語 (略)	第 1 節 (略) 第 2 節 性格及び基本方針 1 (略) 2 基本方針 (1) 用語 (略)	

(2) 基本方針

この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的 事項等を定めたものである。

県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え 方を防災の基本方針とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、 さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じるものとする。

このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計 画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応 じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害 への備えの充実に努めることが大切である。

第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸農政局 <u>農林水産省生産局</u> (災害用米穀)	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害 復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・雪害時における病害虫の防除及び種苗の需給計画、 家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食 品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・雪害時における応急用食料の調達・供給に関すること。

- (2) 基本方針

この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的 事項等を定めたものである。

県、市町及び防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力 して防災対策に万全を期すとともに、防災基盤の整備、推進に努める。

このため、
県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計 画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応 じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害 への備えの充実に努めることが大切である。

第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
北陸農政局	・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害 復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関 すること。 ・雪害時における家畜等の管理衛生及び飼料の需給計 画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導 に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・雪害時における応急用食料の調達・供給に関するこ と。

# 第4節 本県の特質と既往の雪害

1~3 (略)

4 社会的要因とその変化

(金沢港湾・空

港整備事務所)

雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市 化等の社会的条件によっても被害が拡大する恐れがある。

直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。  $(1) \sim (3)$  (略)

(4) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、 国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加してい る。したがって、災害時要援護者としての旅行者や外国人にも十分配慮する 必要がある。

第4節 本県の特質と既往の雪害

1~3 (略)

4 社会的要因とその変化

雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市 化等の社会的条件によっても被害が拡大する恐れがある。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。 (1)  $\sim$  (3) (略)

修正案	現行	備考
(5) 生活環境の変化 近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。このため、いったん雪害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態におちいることが予想される。 (6) 住民の共同意識の変化 (略)	(4) 生活環境の変化 近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。 このため、いったん雪害が発生すると、生活面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。 (5) 住民の共同意識の変化 (略)	
第2章 雪害予防計画 第1節 防災知識の普及	第2章 雪害予防計画 第1節 防災知識の普及	
(略)         体系         防災知識の普及         単校教育における防災教育         住民に対する防災知識の普及         防災相談及び意識調査         災害教訓の伝承	体系         防災知識の普及       職員に対する防災教育         学校教育における防災教育       住民に対する防災知識の普及         防災相談及び意識調査       防災相談及び意識調査	
2 職員に対する防災教育 (略) (1)教育の方法 ア〜イ (略)	2 職員に対する防災教育 (略) (1) 教育の方法 ア〜イ (略)	

修 正 案	現 行	備考
ウ 雪害 <u>発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した</u> 防災活動手引等印刷物 の配布等 (2) (略)	ウ 雪害 <u>に関する</u> 手引等印刷物の配布等 (2) (略)	
3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。 そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。 なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。	3 学校教育における防災教育 児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成するうえで重要である。 そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、 学級活動等をとおして、防災教育を推進する。	
(1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、 当該学校が所在する地域の実情に応じて、市町その他関係機関、地域の住民 との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。 (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 アペオ (略) カ その他災害対策に必要な事項	また、児童生徒の成長過程に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を 活用して、以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための 行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。 (1)~(5) (略)	
4~5 (略)	4~5 (略)	
6 <u>災害教訓の伝承</u> 県は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に 後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。		
1 (略)	第2節 県民及び事業所のとるべき措置 1 (略) 2 県民のとるべき措置 (1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。	

現

行

備考

<平常時の心得>

- 〇 (略)
- ○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。
  - ・家族が必要とする2~3日分の食料、飲料水<u>(家族構成(乳幼児、高齢</u>者、アレルギー、慢性疾患等)を考慮した食料、飲料水の備蓄)、燃料
  - ・携帯トイレ、トイレットペーパー
- (略)
- (2) (略)
- 3 事業所のとるべき措置
- (1) (略)

<平常時の心得>

- 〇 (略)
- ○事業所の耐雪化に努める。
- 〇 (略)
- ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。
- 〇取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。
- ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業 員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努 める。
- (2) (略)

#### 第3節 自主防災組織の育成

1 基本方針

雪害は、被害が長期かつ広範囲に及ぶことが予想され、道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自分たちの町は自分たちで守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護活動及び地域ぐるみの除排雪を実施できる自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

- 2 地域住民等の自主防災組織
- (1) 組織の育成

県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、<u>多様な世代が参加できるような</u>地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び<u>防災</u>リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

<平常時の心得>

- 〇 (略)
- ○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。
  - ・家族が必要とする2~3日分の食料、飲料水、燃料
  - (略)
- (2) (略)
- 3 事業所のとるべき措置
- (1) (略)

<平常時の心得>

- 〇 (略)
- 〇 (略)

(2) (略)

#### 第3節 自主防災組織の育成

1 基本方針

雪害は、被害が長期かつ広範囲に及ぶことが予想され、道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自分たちの町は自分たちで守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護活動及び地域ぐるみの除排雪を実施できる自主防災組織の組織づくりを推進するとともに、組織の育成強化に努める。

- 2 地域住民等の自主防災組織
- (1) 組織の育成

市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、地域ぐるみの自主防 災組織の設立や意識啓発及びリーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上 及び活動の活性化を促進する。 その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する<u>防災士等の防災</u>リーダーが必要であることから、<u>自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じて</u>その計画的な育成に努めるとともに、<u>フォローアップ研修を通じて、その</u>技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた 防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

また、県は、<u>自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュア</u>ル」を作成し、活動内容の充実を図る。

### (2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び雪害時において効果的な防災活動を次により行う。<u>なお、県及び市町は、雪害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。</u>

<平常時>

- 〇 (略)
- 〇<u>避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立</u> (以下略)

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

県民文化局、関係部局、市町、関係機関

#### 1 基本方針

雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会(自治会)、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう コーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する 県民の理解促進のための広報活動に努める。 その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有するリーダーが必要であることから、特にその育成に努めるとともに、女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努め、必要な財政措置等を講ずる。

また、県は、必要に応じて指導、援助をする。

### (2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び雪害時において効果的な防災活動を次により行う。

<平常時>

〇 (略)

(以下略)

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

県民文化局、市町、防災関係機関

### 1 基本方針

雪害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び<u>防災</u>関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、県、市町及び<u>防災</u>関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるような活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会(自治会)、民生委員、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。

また、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。



防災ボランティアの活動環境の整備 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの受入体制等 防災ボランティアの育成

### 2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険 度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの<u>や、</u>避難場所等におけ る炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがある が、<u>当面、</u>次の業務に区分し、<u>効果的な</u>活用が図られるよう<u>、県及び市町の</u> 各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務(危機管理部局)
- (2) 傷病人の応急手当て等医療看護業務 (健康福祉部局)
- (3) 被災宅地の危険度判定業務 (土木部局)
- (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務(県民文化部局等)
- (5) 通訳業務(観光部局)
- (6) その他専門的な技術、知識を要する業務(県民文化部局等)
- (7) その他の業務 (県民文化部局等)

# 3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

県、市町及び関係機関は、雪害時における2の(1)から(7)までの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を<u>把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える</u>。

(2) 防災ボランティアの活動拠点の確保

県及び市町は、必要に応じて、<u>平時より</u>防災ボランティアの活動拠点を提供する。

また、県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。

さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について 事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、 県及び市町は、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討 を行う。

# 2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険 度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するもの又は避難場所等におけ る炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがある が、次の業務に区分し、活用が図られるよう環境整備を行う。

防災ボランティアの<u>把握</u>等

防災ボランティアの育成

備考

- (1) アマチュア無線通信業務
- (2) 医療看護業務
- (3) 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務
- (4) 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- (5) 手話、外国語通訳業務
- (6) その他の専門的な技術、知識を要する業務
- (7) その他の業務

# 3 防災ボランティアの把握等

- (1) 県、市町及び防災関係機関は、雪害時における2の(1)から(6)までの防災 ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を<u>あら</u> かじめ把握し、事前登録に努める。
- (2) 県及び市町は、必要に応じて、防災ボランティアの活動拠点を提供する。

#### (削除)

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

- 緊急の判定活動に対応するため、県及び市町は、全国被災宅地危険度判定 連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定 の活動体制の整備を図る。

#### 4 防災ボランティアの育成

- (1) 防災ボランティアの派遣にあたっては、災害時に支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災土など地域住民と一体となった訓練を実施する。
- (2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民<u>や学生、企業、NPO等のボランティア団体</u>に積極的<u>に</u>活動参加を呼びかける。

(3) (略)

(4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを 継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。 (略)

(5) <u>県及び市町は、地域住民及び関係機関と連携して、</u>災害ボランティアコーディネーター<u>の活用を中心に</u>、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

### 第5節 防災訓練の充実

## 1 基本方針

県、市町及び防災関係機関等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は 共同して、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、冬期間における より実践的な防災訓練の継続的な実施に努める。

また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、降雪時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、<u>訓練の実効性を高めるため、</u>訓練終了後、評価及び課題の整理等を 行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 (略)

(3) 被災建築物応急危険度判定士の登録

緊急の判定活動に速やかに対応するため、全国被災建築物応急危険度判定 協議会と連携し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努め、資格者を県の 登録簿に登録する。

(4) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、県及び市町は、全国被災宅地危険度判定 連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定 の活動体制の整備を図る。

#### 4 防災ボランティアの育成

- (1) 防災ボランティアの派遣にあたっては、災害時に支援活動を行う上での知識や技術の習得が必要である。このため、県、市町及び関係機関は、防災ボランティアに対して、平時より積極的に講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員など地域住民と一体となった訓練を実施する。
- (2) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民に積極的なボランティア活動参加を呼びかける。

(3) (略)

- (4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。 (略)
- (5) 災害ボランティアコーディネーターが中心となり、被災者ニーズに即した ボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

#### 第5節 防災訓練の充実

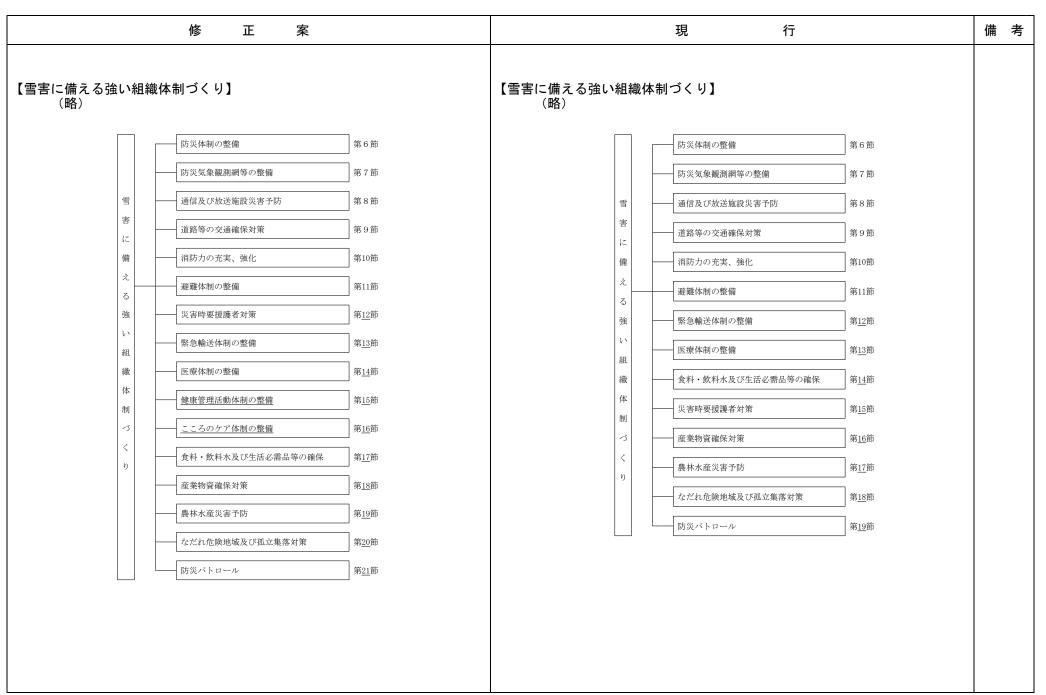
#### 1 基本方針

県、市町及び防災関係機関等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は 共同して、能登半島地震の教訓等を踏まえ、冬期間におけるより実践的な防 災訓練の実施に努める。

また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、降雪時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練や防災計画、 各種マニュアルの見直しに反映する。

2 (略)



#### 第6節 防災体制の整備

#### 1 基本方針

雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に 係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる 限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧 活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備す る。

また、県、市町及び防災関係機関は、<u>雪崩災害の危険個所等に配慮しつつ、</u>それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

### 2 県の活動体制

- (1) (略)
- (2) 地域防災計画に基づく防災活動要領(マニュアル)等の整備 (略)

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して<u>毎年度</u>検討を加え、必要がある場合は<u>直ちに</u>修正し、4月末までに危機管理監に報告する。

- (3)~(4) (略)
- (5) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進 県は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平 常時より連携を強化しておくものとする。
- (6) 広域防災拠点の指定と整備

(略)

能登地区:羽咋郡以北の地域

石川中央地区:かほく市、河北郡、金沢市、<u>野々市市及び</u>白山市の地域 南加賀地区:能美郡以南の地域

(略)

(<u>7</u>) 雪害対策会議の開催 (略)

(削除)

第6節 防災体制の整備

1 基本方針

雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、県、市町及び防災関係機関は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

### 2 県の活動体制

- (1) (略)
- (2) 地域防災計画に基づく防災活動要領(マニュアル)等の整備 (略)

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要がある場合は修正し、4月末までに危機管理監に報告する。

- (3)~(4) (略)
- (<u>5</u>) 広域防災拠点の指定と整備 (略)

能登地区:羽咋郡以北の地域

石川中央地区:河北郡、金沢市、白山市及び石川郡の地域

南加賀地区:能美郡以南の地域

(略)

(6) 雪害対策会議の開催

(略)

(7) 応急危険度判定の有効期間の明確化

(略)

修正案	現行	備す	考
(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支 援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について <u>、住民にわかりやすい 制度周知</u> に努める。 <u>また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能</u> 力向上を図る。	(8) 被災者生活再建支援制度等の周知 県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支 援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について <u>広報</u> に努める。		
(9) 情報のバックアップ化 県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策 <u>を講じる。</u>			
( <u>10</u> )事業継続計画(BCP)の策定支援 (略)	( <u>9</u> ) 事業継続計画(BCP)の策定支援 (略)		
3 市町の活動体制 (1) ~ (4) (略) (5) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、 平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を 避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。	3 市町の活動体制 (1)~(4) (略)		
(6) り災証明交付体制の確立 市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ず る。	( <u>5</u> ) り災証明交付体制の確立 市町は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ず る。		
マ り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS <u>被災者支援システム等</u> の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 (以下、略)	マ り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGISの活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。 (以下、略)		
( <u>削除</u> ) (7) 災害廃棄物の仮置き場の確保	(6) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定 市町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と 建設候補地を設定しておくものとする。 (7) 災害廃棄物の仮置き場の確保		
(略) ( <u>削除</u> )	(略) (8) 合併浄化槽の再利用 使用していない合併浄化槽を非常時の便槽として活用すること等について 検討する。		

īF 行 備考 案 (8) 被災者生活再建支援制度等の周知 (9) 被災者生活再建支援制度等の周知 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建 市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建 支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやす 支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について広報に努める。 い制度周知に努める。 (9) 情報のバックアップ化 市町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策 を講じる。 4 (略) 4 (略) 第7節 (略) 第7節 (略) 第8節 通信及び放送施設災害予防 第8節 通信及び放送施設災害予防 (略) (略) 2 通信用施設設備の整備 2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時に 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時に おける迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携 おける迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、携帯電 帯電話、携帯電話、防災行政無線のほか、可搬型衛星地球局等の整備を図る。 話、防災行政無線のほか、可搬型衛星地球局の整備を図る。 また、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ、総合防災情報 また、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ、総合防災情報 システム、土木部総合通信情報システム、救急医療情報システム等の整備の システム、土木部総合通信情報システム、救急医療情報システム等の整備の

(2)~(3) (略)

(4) 応急用資機材の整備

県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常 用電源(自家発電用設備、電池等)、移動無線、可搬型無線機等の仮回線な どの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講 じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。 (略)

充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。

(5)~(6) (略)

(2)~(3) (略)

(4) 応急用資機材の整備

県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常 用電源(自家発電用設備、電池等)、移動無線、可搬型無線機等の仮回線な どの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努め、緊 急連絡体制を確保する。

充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。

(略)

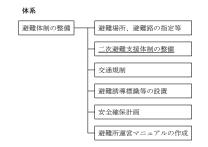
(5)~(6) (略)

修正案	現	備考
3 石川県総合防災情報システム	3 石川県総合防災情報システム	
石川県 (災害対策本部) ・初動体制確保支援システム ・災害 <u>情報収集</u> システム ・防災 <u>業務</u> 支援システム ( <u>削除</u> ) ・災害対策本部室支援システム	石川県 (災害対策本部) ・初動体制確保支援システム ・災害対策支援システム ・防災 <u>情報</u> 支援システム ・地図情報システム ・災害対策本部室支援システム	
4~6 (略)	4~6 (略)	
第9節 (略)	第9節 (略)	
第10節 消防力の充実、強化 1~5 (略)	第10節 消防力の充実、強化 1~5 (略)	
6 消防力の強化 (1) ~ (2) (略) (3) 消防団の活性化 市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、知識・技能の向上を図る。また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。 (4) 関係機関の連携強化 市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。 (5) 市町消防の広域化(略) 7~10 (略)	護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実を図る。 また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。	

#### 第11節 避難体制の整備

健康福祉部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関

1 (略)



2 避難場所、避難路の指定等

市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、 避難場所、避難路を指定するとともに、住民に対して周知徹底を図る。 (削除)

なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

(1) 避難場所

ア~ウ (略)

エ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、<u>指定された避難場所</u> 又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、 選難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。

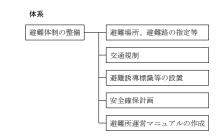
さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の 整備を図ること。

(2) (略)

第11節 避難体制の整備

教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関

1 (略)



2 避難場所、避難路の指定等

市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、 避難所、避難路を指定するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

また、高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

なお、避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

(1) 避難所

アーウ (略)

エ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、食料、飲料水、医薬品等<u>最低限の生活必需品が容易に供給できる所であること。</u>

(2) (略)

īF 行 備考 案 3 二次避難支援体制の整備 高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多 いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整 備を図る。 また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成 し、関係団体との連携により、災害時要援護者の一般の避難所から福祉避難 所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への 緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。 4 交通規制 3 交通規制 (略) (略) 5 避難誘導標識等の設置 4 避難誘導標識等の設置 市町は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底 市町は、避難場所等について町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底 を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を積雪時にも表示 するとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を積雪時にも表示が が確認できるよう設置する。 確認できるよう設置する。 また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導 標識等の設置に努める。 6 安全確保計画 5 安全確保計画 教育委員会及び学校長は、雪害時における避難誘導計画をあらかじめ策定 教育委員会及び学校長は、雪害時における避難誘導計画をあらかじめ策定 しておくとともに、市町長、育友会等と協議し、飲料水、医薬品等の調達及 し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、PTA等と協議し、保護 者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等 び保護者等との連絡方法や下校の方法等についても定めておく。 また、平素から計画に沿って訓練等を実施し、避難に万全を期す。 についても定めておく。 また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。 (2) (略) 7 避難所運営マニュアルの作成 6 避難所運営マニュアルの作成 (略) (略) ≪2章14節へ移動≫ 第12節 緊急輸送体制の整備 第13節 医療体制の整備 ≪ 2 章 1 5 節へ移動≫ ≪2章16節へ移動≫ 第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保 第12節 災害時要援護者対策 第15節 災害時要援護者対策

危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町

危機管理監室、県民文化局、健康福祉部、市町

現

行

備考

### 1 (略)

### 2 在宅の災害時要援護者への配慮

(1) 災害時要援護者の日常的把握

市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害者等の災害時要援護者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。

(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定

市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。

(3)~(8) (略)

(9) 福祉避難所の指定

市町は、高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な 要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(10) 二次避難支援体制の整備

県は、市町の二次避難支援(災害時要援護者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施)に係る指針を作成するとともに、災害時要援護者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル(以下、「広域調整マニュアル」という。)を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。

市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要援護者の受入体制の確保に努める。

(11) その他

(略)

3 社会福祉施設等の管理、保全対策

(1) (略)

#### 1 (略)

#### 2 在宅の災害時要援護者への配慮

(1) 災害時要援護者の日常的把握

県及び市町は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、高齢者、障害者等の災害時要援護者の<u>状況</u>を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、災害時に迅速<u>な対応が出来る</u>体制を整備する。

(2) 災害時要援護者の避難支援計画の策定

市町は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。

(3)~(8) (略)

- (<u>9</u>) その他 (略)
- 3 社会福祉施設等の管理、保全対策
- (1) (略)

### (2) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、雪害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所を考慮して防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(削除)

### 4 外国人等に対する防災対策

県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が雪害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (3) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (4) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

#### 第13節 緊急輸送体制の整備

1~3 (略)

4 港湾・漁港の整備

港湾管理者は、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。

(略)

### 第14節 医療体制の整備

#### 1 基本方針

雪害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から雪害の発生に備える。

### (2) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、雪害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(3) 非常災害時における具体的な防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者の入所系施設における防災 マニュアル」等を活用し、施設の実状に応じた「非常災害時における具体的 な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

#### 4 外国人等に対する防災対策

県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が雪害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう<u>防災知識の普及や防災訓練への参加の</u>推進に努める。

<u>また、</u>地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

# 第12節 緊急輸送体制の整備

1~3 (略)

#### 4 港湾、漁港の整備

港湾管理者は、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁等を強化する。

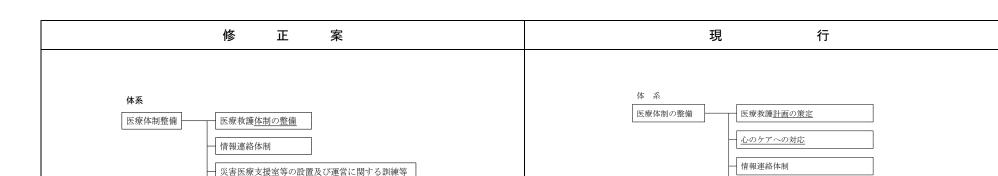
(略)

### |第13節 医療体制の整備

#### 1 基本方針

雪害時に<u>人的被害が発生した場合に</u>は、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、<u>医療機関は、施設等の不燃性等及び雪害に対する強化に努め、</u>県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。



### 2 医療救護体制の整備

- (1) 県
- ア <u>県は、</u>市町が行う医療救護を応援<u>・</u>補完する立場から、県医師会<u>等の医療関係団体、</u>大学病院、<u>独立行政法人</u>国立病院<u>機構</u>、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。

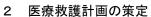
医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

また、県は、これらの医療救護関係団体等と協議し、必要に応じて協定 を締結しておく。

- イ 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する意思を持ち、DMA Tの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川DMAT指定病院に指 定しておく。
- ウ 県は、災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠 点病院、大学病院及び県医師会等と協力体制を確立しておく。
- エ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏(南加賀地区<u>・</u>石川中央地区・能登中部地区・能登北部地区)ごとに整備、指定しておく。
  - (7) <u>多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の</u>災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
  - (イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
  - (ウ) 自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能
  - (I) 他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能
  - (オ) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

## (<u>削除</u>)

オ 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。



(1) 県

ア 市町が行う医療救護を応援<u>、</u>補完する立場から、県医師会、大学<u>附属</u>病院、国立病院、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。

医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制

備考

- <u>イ</u> 県は、災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学附属病院及び県医師会等と協力体制を確立しておく。
- ウ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏(南加賀地区<u></u>石川中央地区、能登中部地区、能登北部地区)ごとに整備、指定しておく。
  - (7) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能
  - (イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
  - (ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
  - (1) 地域の医療機関への応急資器材の貸出し機能
- <u>工</u> 県は、被災地の医療機関において人工透析が困難となる場合に備え、人 工透析を実施する医療機関と協力体制を確立しておく。
- <u>コ</u> 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるように、医療救護体制の点検を行っておく。

修正案	現行	備考
キ 県は、関係機関と連携のうえ、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合における広域医療搬送拠点(SCU)の設置、協力を行う医療機関をあらかじめ定めておく。 ク 県は、大規模な災害により、県内の複数市町又は本県を含めた複数の県が同時に被災した場合に備え、隣接県をはじめ、中部ブロック各県、全国の都道府県との医療支援協力体制を確立しておく。	<u>オ</u> 県は、関係機関と連携のうえ、ヘリコプター等による患者の <u>広域</u> 搬送 <u>体制を確立しておく。</u> <u>力</u> 県は、隣接県との医療支援協力体制を確立しておく。	
( <u>削除</u> )	<u>キ</u> 県は、医薬品等及び輸血用血液の備蓄、供給体制を確立しておく。	
ケ 県は、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の災害時における連携を図るため、定期的にネットワーク会議を開催する。 県は、日頃から各種地元関係機関との連携体制を整備しておく。 サ 県は、医療ボランティアの受付窓口の設置について、あらかじめ定めておく。 (削除) (削除) (2) 市町ア 市町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力	ク 保健福祉センター及び地域センターにおいては、日頃から各種地元関係機関との連携の推進を図り、地域の実情に応じた災害時の対応体制を確立しておく。 ケ 市町が開催する医療救護班連絡会に対し、技術的な支援を行うため保健所の所長その他の職員を現地責任者としてあらかじめ定めておく。サ 県は、一酸化炭素中毒患者の発生に備え医療機関相互の連絡体制の確保に努める。シ 県は、医療措置の困難な地域に対して、県医師会その他の協力のもとにへき地巡回診療班を組織して降雪期前にへき地の巡回診療を実施し、早期検診による事前の医療措置を講ずる。 (2) 市町ア 市町長は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の全面	
を <u>得る</u> 。 ウ 医療救護班は、原則として医師 1 名、看護師 2 名、補助者 2 名(運転手、連絡員)を一班と <u>するよう編成し、できるだけ薬剤師 1 名も加えるよう努める。</u> また、連絡体制についても定めておく。	<u>的な協力を得て編成する</u> 。 ウ 医療救護班は、原則として医師 1 名、看護師 2 名、補助者 2 名(運転手、 連絡員)を一班と <u>し、</u> 連絡体制についても定めておく。	

なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

# (削除)

- 工 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加</u>及び連携について定めておく。
- <u>オ</u> 市町は、災害時に重<u>症</u>患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指 定しておく。
- 力 市町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できる よう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- <u>キ</u> 市町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- <u>ク</u> 市町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

#### (3) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

### (4) 災害拠点病院

- ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持(業務継続計画)、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。
- <u>イ</u> <u>災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実</u>施する。

# (5) 救急告示病院

- ア 救急告示病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが 機能停止した場合における診療機能の維持(業務継続計画)、傷病者の受入 れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣され た医療救護班の受入れ(※公立病院等)などについて記載した災害対応マ ニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。
  - (<u>※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤</u>十字病院、済生会金沢病院、金沢社会保険病院)
- イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への 参加に努める。

市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

行

- 工 <u>市町長は、被災地における医療救護班活動を総合的に調整するため、あらかじめ責任者を定めておく。この場合において、地域医療機関における</u> 負傷者等の医療の確保に支障が生じないよう十分留意することとする。
- <u>オ</u> 市町<u>長</u>は、円滑な医療救護活動を実施するため、<u>医療救護班、健康管理</u> 班等による医療救護班連絡会の設置について定めておく。
- <u>カ</u> 市町<u>長</u>は、災害時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ 指定しておく。
- <u>キ</u> 市町<u>長</u>は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- <u>ク</u> 市町長は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理 者と協議しておく。
- <u>ケ</u> 市町<u>長</u>は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法を あらかじめ定めておく。

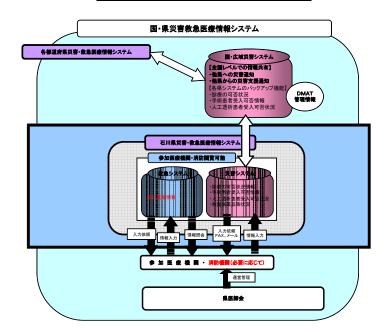
# 修 īF 現 行 備考 案 (6) 一般医療機関 ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合に おける診療機能の維持(業務継続計画)などについて記載した災害対応マ ニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。 イ<br /> 一透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透 析医療機関との協力体制を確立しておく。 ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれら の患者の搬送先等の計画を定めておく。 3 心のケアへの対応 (1) 県は、県内外からの心のケアに係る支援が円滑に行われるよう、平常時か ら関係機関と協力・連携し、派遣・受入体制の確立に努める。 (削除) (2) 現地の状況に応じた適切な活動を行うため、実務担当者や関係スタッフに 対する災害時等における心のケアに関する研修の充実を図る。 3 情報連絡体制 4 情報連絡体制 - (1) 医療救護活動に係る情報連絡体制 (1) 医療救護活動に係る情報連絡体制 情報連絡の体系図は、次の「医療救護活動系統図」のとおりであるが、被 ア 県は、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援 室、DMAT活動拠点連絡会、医療救護班等連絡会相互の情報連絡体制を 災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市町が、災害時後 整備しておく。 方病院に係る医療体制については県が整備する。 県は、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。 ウ 市町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備してお エ 県は、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制を整備しておく。 医療救護活動系統区 市町災害対策本部 果災害対策本部 派遣要請 (削除) 派遣 搬送 医療教護班達絡会 災害拠点病院·大学附属病院等

- (2) 石川県災害・救急医療情報システム(注1)による連絡体制 ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフ の状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療 に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システ ムが有効に機能するよう体制を整備しておく。
- イ 石川県災害・救急医療情報システムに参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。
- (注1) 石川県災害・救急医療情報システム
  - ) (略)
  - システム参加機関

医療機関 61、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13

- 災害時情報
  - <u>患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報</u>、医薬品<u>保有</u>状況、ライフライン状況等

## 災害・救急医療情報システム概念図



# (2) 災害・救急医療情報システムによる連絡体制

県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師、看護師等スタッフの 状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況などの<u>災害医療</u>に係る 総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システム<u>及び災</u> 害時優先電話が有効に機能するよう体制を整備をしておく。

行

備考

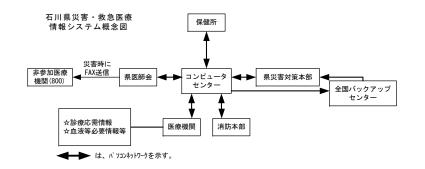
### 石川県災害・救急医療情報システムの概要

- (略)
- 端末設置機関

医療機関 62、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13

○ 災害時情報

<u>診療可否状況</u>、医薬品<u>等在庫</u>状況、ライフライン状況、<u>ボランティア</u> 情報等



#### (3) 災害時通信手段の確保

- ア 災害拠点病院は、石川県災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。
- イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優 先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。
- ウ 県及び市町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害 時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

### 4 災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会及び医療救護班等連絡会の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

- 5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制
  - (1) 医薬品等

県は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関 等と協力し、輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。

(削除)

# 第15節 健康管理活動体制の整備

# 健康福祉部、市町

# 1 基本方針

<u>災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。</u>

このため、県及び市町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

<u>また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、県民自身の健康管理意</u> 識の向上に努める。 (3) 災害時優先電話の確保

県、市町及び防災関係機関は、災害時の優先電話の確保など災害に強い通信の整備に努める。

(4) 医療救護班連絡会の開催及び運営に関する訓練等

県<u>及び市町</u>は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、医療救護班連絡会の<u>開催や</u>運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

- 5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制
- (1) 医薬品等

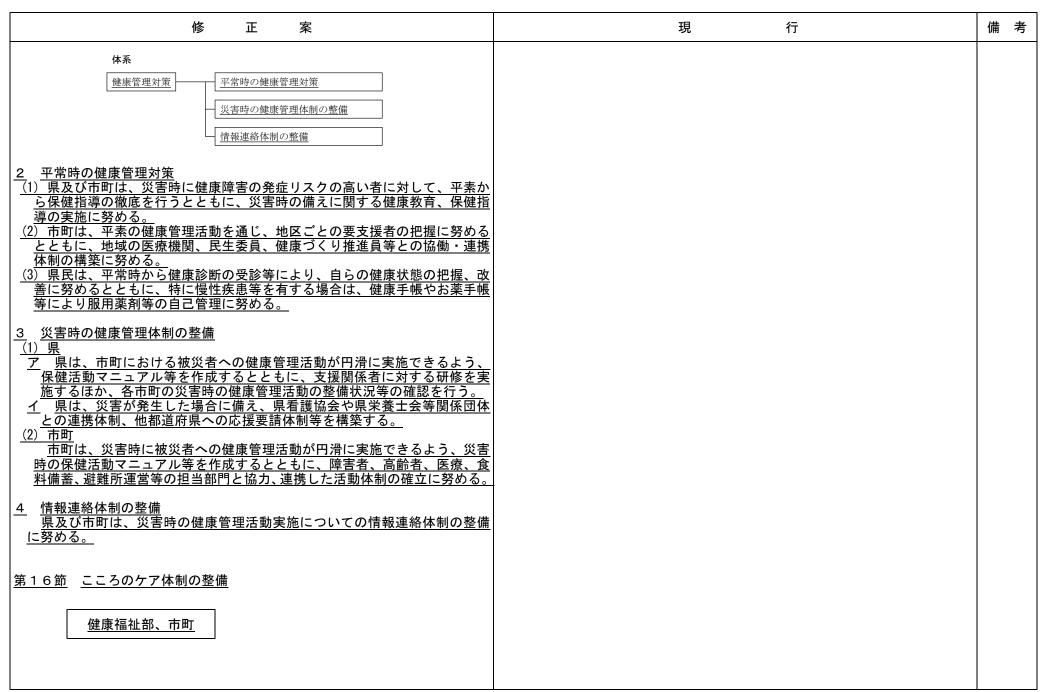
県は、救急用の医薬品等の備蓄体制づくりを推進する。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等 と協力し、輸血用血液を備蓄する。

(3) 市町は、応急医療措置に必要な医薬品及び衛生資材については、医療機関、 薬事業者などの関係者に対し、緊急調達に応じられるよう所要量の備蓄をするよう協力依頼して確保に努め、備蓄しがたい医薬品については、緊急輸送 の手配により確保する。

山間僻地における救急医薬品については、各家庭に常備薬を準備するよう、 市町において指導徹底を図る。



修正案	現行	備考
1 基本方針 災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が 発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した 住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心 身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の 予防や軽減を図る必要がある。 このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りな がら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体 制の整備に努める。		
災害時精神保健医療対策       こころのケア実施体制の整備         災害時精神科医療体制の整備       「情報連絡体制の整備		
2 <u>こころのケア実施体制の整備</u> ア 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、こころのケア活動マニュアルを作成し、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。イ 県は、県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。 (2) 市町ア 市町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。		
3 <u>災害時精神科医療体制の整備</u> 災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、 精神科医療機関と協力し体制整備に努める。 4 情報連絡体制の整備 県及び市町、精神科医療機関は、平時から精神保健医療班(こころのケア チーム)の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。		

### 第17節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保

#### 1 基本方針

雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は 一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合に は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、<u>発災直後から</u>被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄<u>・調達・輸送</u>体制の整備を図る。<u>なおこの</u>際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給(生理用品など)等の取り組みを一層推進する。

(略)

### 2 県、市町、県民等の役割分担

(1) 県は、被災住民に給与する<u>食料及び</u>生活物資<u>や</u>、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送 を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよ う、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。

(2)~(4) (略)

### 3 食料及び生活物資の確保

県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、 次により行う。

(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。

なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要援護者に配慮したものとなるよう留意する。

また、<u>栄養や食事形態など要援護者に配慮した、避難者に</u>必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。 そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。

(2) 市町は、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の 調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に 十分な量を備蓄するほか、避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観 点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい 食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に 配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保

#### 1 基本方針

雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は 一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合に は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄<u>並びに調達</u>体制の整備を図る。

(略)

# 2 県、市町、県民等の役割分担

(1) 県は、被災住民に給与する生活物資<u>及び</u>市町の要請を受けて必要となる物 資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努 める。

### (2)~(4) (略)

3 食料及び生活物資の確保

県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、 次により行う。

(1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。

また、必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速、適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。

なお、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結 するなど、災害時における調達先を確保しておく。

(2) 市町は、非常食の備蓄に努める<u>ほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うとともに、</u>災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。

また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

行

現

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要援護者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。

4~8 (略)

9 物資の集積、配送地の整備

県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの 救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めると ともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県は、雪害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地(1次集積所)を定める。
- (2) 市町は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地(2次集積所)を定める。
- (3) 県及び市町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間業者の活用を事前に検討しておく。

10 (略)

第18節 産業物資確保対策

(略)

第19節 農林水産災害予防

(略)

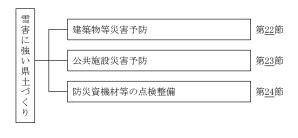
第20節 なだれ危険地域及び孤立集落対策

(略)

第<u>21</u>節 防災パトロール

(略)

【雪害に強い県土づくり】



4~8 (略)

9 物資の集積、配送地の整備

県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給<u>出来る</u>ようそれぞれの 救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定める。

- (1) 県は、雪害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみ<u>によって</u>は対応が 困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質 等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地を定める。
- (2) 市町は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。

10 (略)

第16節 産業物資確保対策

(略)

第17節 農林水産災害予防

(略)

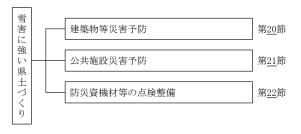
第18節 なだれ危険地域及び孤立集落対策

(略)

第<u>19</u>節 防災パトロール

(略)

【雪害に強い県土づくり】



#### 第22節 建築物等災害予防

1 (略)

### 2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防

- (1) (略)
- (2) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これら<u>の</u>活動を円滑に進めるため、<u>県及び市町等は、</u>次の公共建築物等については、一層の耐雪害性等の強化を図る。 (略)

3~4 (略)

### 第23節 公共施設災害予防

### 1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、 鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのでき ないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担って いる。

このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施<u>するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港などの交通施設間の連携強化を図るなど</u>、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

#### 2 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

雪害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生 じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとと もに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。 (略)

### (2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の雪害時における防災性の強化に努めるとともに、雪害時における応急対策及び応急 復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

#### ア 施設の整備

(7) 管渠

<u>主要な管路等</u>を重点に、<u>優先度の高</u>いものから補強、整備する。 (略)

### 第20節 建築物等災害予防

1 (略)

#### 2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防

- (1) (略)
- (2) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。 これら活動を円滑に進めるため、次の公共建築物等については、一層の耐雪 害性等の強化を図る。

(略)

#### 3~4 (略)

#### 第21節 公共施設災害予防

#### 1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、 鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのでき ないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担って いる。

このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設 の強化及び被害軽減のための諸施策を実施<u>し</u>、雪害時の被害を最小限にとど めるよう予防措置に努める。

#### 2 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

雪害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

(略)

### (2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の雪害時における防災性の強化に努めるとともに、雪害時における応急対策及び応急 復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、安全性の強化に努める。

#### ア 施設の整備

(7) 管 渠

<u>地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠</u>を重点に、 <u>老朽化の著し</u>いものから補強、整備する。

(略)

修正案	現行	備考
(イ) ポンプ場、終末処理場 ポンプ場、終末処理場 <u>については、一定の処理機能を確保できるよう</u> <u>安全性の強化を図る</u> 。 (略)	(イ) ポンプ場、終末処理場 ポンプ場、終末処理場 <u>との下水管渠の連結個所が老朽化している施設に ついては、補強、整備する</u> 。 (略)	
イ 安全の確保 (7)体制面の強化 a (略) b 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材の <u>備蓄</u> に努める。 (略)	イ 安全の確保 (7)体制面の強化 a (略) b 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材の <u>整備</u> に努める。 (略)	
3~4 (略)	3~4 (略)	
5 <u>交通施設等の整備対策</u> 主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって は、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替 性の確保、各交通施設の間の連携の強化を含む雪害に対する安全性の確保に 努める。		
第 <u>24</u> 節 防災資機材等の点検整備 (略)	第 <u>22</u> 節 防災資機材等の点検整備 (略)	
第3章 雪害応急対策計画	第3章 雪害応急対策計画	
第1節 初動体制の確立	第1節 初動体制の確立	
1 基本方針 知事又は市町長は、災害対策基本法第23条に基づき、雪害に係る応急対策 の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立 する。		
また、県、市町及び防災関係機関は、雪害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。	また、県、市町及び防災関係機関は、雪害に係る応急対策を迅速かつ効果的	

#### 修 īF 現 備考 案 行 (略) (略) 2~4 2~4 5 災害対策本部 5 災害対策本部 (1)~(7) (略) (1)~(7) (略) (8) 災害対策本部の所掌事務 (8) 災害対策本部の掌握事務 県本部の所掌事務 災害対策本部の掌握事務 ○ 災害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害情報の取りまとめに関すること。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 ○ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 災害時における通信の確保に関すること。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。 ○ 災害状況の県内外に対する広報に関すること。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。 ○ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。 ○ 水防その他災害の緊急防ぎょ対策に関すること。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。 ○ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。 ○ 災害時における治安の確保に関すること。 ○ 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。 ○ 災害の応急復旧対策に関すること。 ○ 災害時における治安の確保に関すること。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 ○ 災害の応急復旧対策に関すること。 ○ その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。 6~9 6~9 (略) (略) 10 受援体制の確立 10 応援体制 県及び市町は、災害時の応援等受入れを想定し、国、地方公共団体、民間 企業等からの円滑な支援を受けるための受援計画の策定に努める。 (1)~(5) (略) (1)~(5) (略) (6) 各種団体に対する応援要請 (6) 各種団体に対する応援要請 ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(本章第13節「避難誘導」 ア 災害救助犬の出動に関する協定書 (第13節「救助・救急活動」参照) 参照) (略) (略) イ 災害時の医療救護に関する協定(本章第15節「災害医療及び救急医療」 イ 災害時の医療救護に関する協定(第14節「災害医療及び救急医療」参照) 協定者 協定締結日 TEL FAX協定者 協定締結日 TEL FAX 石川県 (公社) 石川県医師会 H 3.11. 1 076-239-3800 076-239-3810 (社) 石川県医師会 H 3. 11. 1 076-239-3800 076-239-3810 石川県

修	T.	安
1100	11-	2

ウ 災害時における医薬品の供給等に関する協定(本章第<u>15</u>節「災害医療及び救急医療」参照)

(略)

エ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定(本章第<u>15</u>節「災害医療 及び救急医療」参照)

(略)

オ 災害時における医療機器の供給等に関する協定(本章第<u>15</u>節「災害医療 及び救急医療」参照)

(略)

- <u>力</u> 災害救助犬の出動に関する協定書(本章第17節「救助・救急活動」参照) (略)
- <u>キ</u> 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定(本 章第19節「災害警備」参照)

(略)

<u>ク</u> <u>災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定(本</u> 章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照)

協定者			締結日	<u>TEL</u>	FAX
石川県	石川県葬祭業協同組合	<u>H22.</u>	3. 31	076-275-1400	076-275-2967
	全国 <u>霊柩自動車協会石川県</u> 支部	<u>H22.</u>	3. 31	076-286-4444	076-286-8562

- <u>ケ</u> 災害時における応急対策工事に関する基本協定
- <u>コ</u> 災害時における応援業務に関する協定

(略)

<u>サ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第24節「防疫、保健衛生活動」参照)

(略)

<u>シ</u> 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定(本章第<u>27</u>節「住宅の応急対策」参照)

(略)

<u>ス</u> 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定(本章第<u>27</u>節「住 宅の応急対策」参照)

	協定者	協定締結日	TEL	FAX
石川県	(社)石川県宅地建物取引業協会 (社)全日本不動産協会 石川県本部		076-291-2255 076-280-6223	

ウ 災害時における医薬品の供給等に関する協定(第<u>14</u>節「災害医療及び救 急医療」参照)

行

備考

(略)

エ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定(第<u>14</u>節「災害医療及び 救急医療」参照)

(略)

オ 災害時における医療機器の供給等に関する協定(第<u>14</u>節「災害医療及び 救急医療」参照)

(略)

<u>カ</u> 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (第16節「災害警備」参照)

(略)

- <u>キ</u> 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (略)
- ク 災害時における応援業務に関する協定

(略)

- <u>ケ</u> 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(第18節「避難誘導」参照) (略)
- <u>コ</u> 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定 書(第<u>28</u>節「輸送手段の確保」参照)

(略)

<u>サ</u> 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書(第<u>28</u>節「輸送手段の確保」 参照)

(略)

- <u>シ</u> 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (「第21節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動」参照)
- <u>セ</u> 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定(「第<u>26</u>節住宅の応 急対策」参照)

	協定者	協定締結日	TEL	FAX
石川県	(社)石川県宅地建物取引 業協会	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118

修正案	現行	備考
<u>セ</u> 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書(本章第 <u>29</u> 節「輸送手段の確保」参照) (略) ソ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書(本章第 <u>29</u> 節「輸送手段の確保」参照)		
(略) (7)~(8) (略)	(7)~(8) (略)	
11 広域応援協力体制の確立 (略)	(9) 広域応援協力体制の確立 (略)	
12 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (略)	11 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理 (略)	
第2節 (略)	第2節 (略)	
第3節 雪に関する防災気象情報	第3節 雪に関する防災気象情報	
1 (略) 2 注意報、警報の対象区域	1 (略) 2 注意報、警報の対象区域	
市 町 名     金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町・志賀町・宝達志水町・中能登町・穴水町・能登町     お岸の海域(海岸線から20海里(約37km)以内の水域)	市 町 名	
市町をまとめた地域の名称 加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、 <u>野々市市、</u> 川北町 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	市町をまとめた地域の名称 加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町 加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町 <u>、野々市町</u> 能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町 能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町	

# 3 雪に関する注意報・警報の種類及び発表基準

種	類		発	表	基	準	
大雪泊	意報	大雪によっ 具体的には 予想される	t、県内0	が起こるの市町で	おそれがあ 別表 2 の基	ると予想され 準に到達する	る場合 ことが

種	類	発	表	基	準
なだれ注 報	意	場合 (昇温) ・積雪が 100cmリ	り条件に該当 そさが50cm以 以上あって金	する場合では 上あって気流 沢の日平均気	ある。 显の変化の大きい 貳温5 ℃以上、又 (ただし、0 ℃以

種	類		発	表	基	準
大雪警	警報	る場合 具体的				があると予想されに到達することが

#### 別表 1 大雪警報基準

市町をまとめた		12時間降雪の深さ(cm)		
地域	市町	平地	山地	
	金沢市	25	55	
加賀北部	かほく市	25	55	
加貝 化即	津幡町	25	55	
	内灘町	25	-	
	小松市	30	55	
	加賀市	30	55	
加賀南部	白山市	30	55	
ли учттир	能美市	30	55	
	野々市市	30	-	
	川北町	30	-	
	輪島市	30	45	
能登北部	珠洲市	30	45	
HC-W-4CHb	穴水町	30	45	
	能登町	30	45	
	七尾市	30	45	
	羽咋市	30	45	
能登南部	志賀町	30	45	
	宝達志水町	30	45	
	中能登町	30	45	

別表 2 大雪注意報基準 市町をまとめた 市町		12時間降雪の深さ(cm)		
地域	Ll m1	平地	山地	
	金沢市	15	35	
加賀北部	かほく市	15	35	
川貝儿市	津幡町	15	35	
	内灘町	15	-	
	小松市	20	35	
	加賀市	20	35	
加賀南部	白山市	20	35	
加貝田印	能美市	20	35	
	野々市市	20	-	
	川北町	20	-	
	輪島市	20	30	
能登北部	珠洲市	20	30	
比亚儿市	穴水町	20	30	
	能登町	20	30	
	七尾市	15	30	
	羽咋市	15	30	
能登南部	志賀町	15	30	
	宝達志水町	15	30	
	中能登町	15	30	

# 3 雪に関する注意報・警報の種類及び発表基準

種	類		発	表	基	準
大雪注	意報	具体的に	は、 <u>次</u> の の降雪の	条件に該当 )深さが平地 山地	する場合で	

現 行

備考

種	類	発	表	基	準
なだれ注意報	具体的 ・降雪 (昇 ・積雪	の深さが50 温) が 100cm以	条件に該当 cm以上あっ 上あって金	する場合でる って気温の変 沢の日平均	ある。 変化の大きい場合 気温5 ℃以上、又 (ただし、0 ℃以

種	類		発	表	基	準
大雪警	報	大雪によ	って重大な	災害が起こる	るおそれがあ	ると予想され
		る場合	け 次の冬	佐に該当す:	る場合である	
				さが平地で	50cm 以上	<u> </u>
					.00cm 以上	
		になると	予想される	場合		

#### 4 降雪予報

金沢地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、概ね12月から3月までの期間、県内を対象にした「降雪量予想」を発表する。

#### (1)発表時刻及び内容

- ア <u>06</u>時:当日の<u>06</u>時から当日の<u>18</u>時までの<u>12時間の降雪量予想及び当日の18時から翌日の06時までの12時間の降雪量予想</u>
- イ 16時: 当日の18時から翌日の06時までの12時間の降雪量予想及び翌日の06時から翌日の18時までの12時間の降雪量予想並びに輪島、金沢の翌日の00時から09時までの予想最低気温
- (2) 地域区分(市町をまとめた地域の名称を使用)
  - ア 能登北部平地、能登北部山地
  - イ 能登南部 平地、能登南部 山地
  - ウ 加賀北部平地、加賀北部山地
  - 工 加賀南部平地、加賀南部山地、加賀南部山地(500m以上)

### (3)地域区分地図

ア 市町区分



### 4 降雪予報

金沢地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、概ね12月から 3月までの期間、県内を対象にした「降雪量予想」を発表する。

行

備考

#### (1)発表時刻及び内容

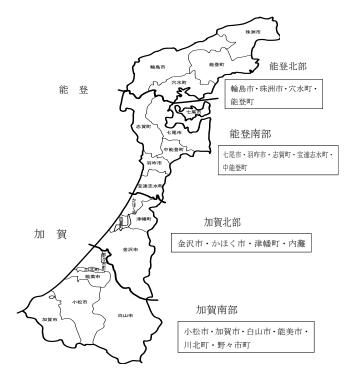
- ア <u>07</u>時: 当日の<u>09</u>時から当日の<u>16</u>時までの<u>7</u>時間の降雪量予想 及び当日の16時から翌日の09時までの17時間の降雪量予想
- イ 16時:当日の16時から翌日の09時までの17時間の降雪量予想及び輪島、金沢の翌日の00時から09時までの予想最低気温
- (2)地域区分(市町をまとめた地域の名称を使用)

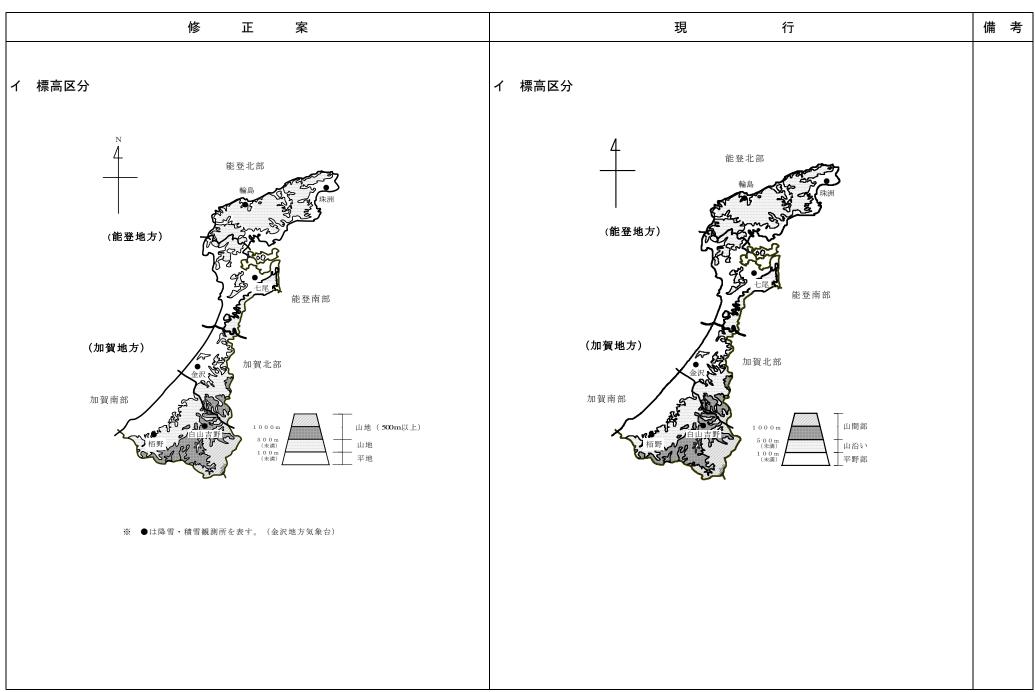
現

- ア 能登北部平野部、能登北部山沿い
- イ 能登南部平野部、能登南部山沿い
- ウ 加賀北部平野部、加賀北部山沿い
- エ 加賀南部平野部、加賀南部山沿い、加賀南部山間部

#### (3)地域区分地図

ア 市町区分





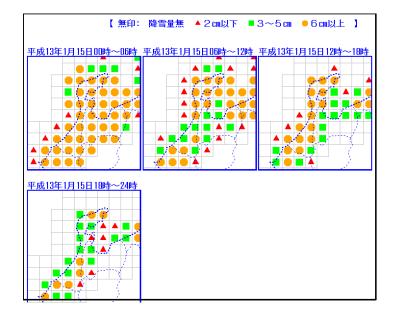
#### 修 īF 現 備考 案 行 (4)発表形式 (4)発表形式 ア 07時発表 ア 06時発表 石川県降雪予想 金沢地方気象台 石川県降雪量予想 平成 年 月 日07時発表 金沢地方気象台 降雪予想時間 当日09時~当日16時 当日16時~翌日09時 平成 年 月 日06時発表 区分 平均(cm) 最大(cm) 平均(cm) 最大(cm) 降雪予想時間 当日06時~当日18時 当日18時~翌日06時 域 地域区分 平均(cm) 最大(cm) 平均(cm) 最大(cm) 能登 北. 平野部 北 平 地 部 山沿い 山地 南 平野部 登 南 平地 部 山沿い 山地 加賀 北 平野部 平地 北 部 山沿い 加 部 山地 南 平野部 賀 平地 南 部 山沿い 部 山地 山間部 山地(500m以上) ※平地は標高100m未満、山地は標高100m以上の地域を示す。 イ 16時発表 イ 16時発表 石川県降雪量予想 石川県降雪予想 金沢地方気象台 金沢地方気象台 平成 年 月 日16時発表 平成 年 月 日16時発表 隆雪予想時間 当日16時~翌日09時 降雪予想時間 当日18時~翌日06時 翌日06時~翌日18時 地 域 区 分 平均(cm) 最大(cm) 明日朝 (0時~09時) 地域区分 平均(cm) 最大(cm) 平均(cm) 最大(cm) 能登 平野部 の予想最低気温 平地 部 山沿い 部 山地 南 平野部 登 平地 部 山沿い 部 山地 加賀 北 平野部 北 平地 部 山沿い 加 部 山地 賀 南 平 地 南 平野部 山地 部 山沿い 山 地 (500m以上) 山間部 ※平地は標高100m未満、山地は標高100m以上の地域を示す。 ◎明日朝 (00時~09時) の予想最低気温 (17時予報で変更する場合あり) (5) 降積雪量観測所(金沢地方気象台) 所 観測種目 所 在 地 観測所の 種 別 地点 積雪降雪 標高(m) (5) 降積雪量観測所(金沢地方気象台) 気象官署金沢 0 金沢市西念3丁目4-1 6 0 観測種目 所 在 地 観測所の 輪島 0 $\circ$ 輪島市鳳至町畠田99-3 5 別 地点 積雪降雪 標高(m) 種 珠洲市正院町正院2丁目1番3地 珠洲 4 気 象 官 署 金 沢 ○ ○ 金沢市西念3丁目4-1 6 地域気象観測所 七尾 0 七尾市本府中町ヲ部38 14 ○ ○ 輪島市鳳至町畠田99-3 輪島 5 白山吉野 〇 白山市吉野壬89 180 珠洲 〇 珠洲市正院町正院2丁目1番3地 4 栢 野 〇 加賀市山中温泉栢野町へ12-3 126 地域気象観測所 七 尾 〇 七尾市本府中町ヲ部38 14 白山吉野 〇 白山市吉野壬89 180 加賀市山中温泉栢野町へ12-3 栢 野 〇 126

īF 行 備考 案

## 5 降雪量分布予報

- (1) 実施期間:12月1日~翌年の3月31日
- (2) 発表時刻: 05時、11時、17時
- (3)予報期間: 6時間降雪量分布(4コマ)を24時間先まで予想
- (4) 予報形式:約20km格子の分布予報
- (5)予報表現:格子内の平均的な6時間降雪量を「なし」、「2cm以下」、「3 (5)予報表現:格子内の平均的な6時間降雪量を「なし」、「2cm以下」、「3 ~5 cm」、「6 cm以上」の4階級で表示
- (6) 対象地域:石川県

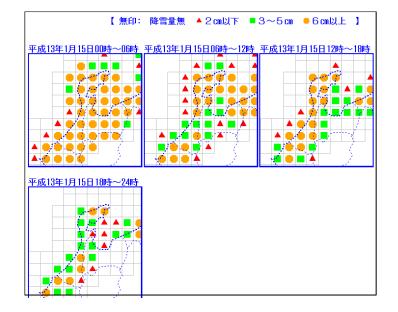
#### 〇 降雪量分布予報の例



#### 5 降雪量分布予報

- (1) 実施期間: 12月1日~翌年の3月31日
- (2) 発表時刻: 06時、12時、18時
- (3)予報期間: 6時間降雪量分布(4コマ)を24時間先まで予想
- (4)予報形式:約20km格子の分布予報
- ~5 c m 」、「6 c m 以上」の4階級で表示
- (6) 対象地域:石川県

# 〇 降雪量分布予報の例



正 行 備考 案 第4節~第5節 (略) 第4節~第5節 (略) 第6節 雪害情報の収集・伝達 |第6節 雪害情報の収集・伝達 1 (略) 1 (略) 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 2 情報収集体制及び伝達系統の確立  $(1) \sim (2)$ (略)  $(1) \sim (2)$ (略) (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等 ア県等 ア県等 (7) 県(本庁)・県教育委員会 (7) 県 (本庁)・県教育委員会 a~c (略) a~c (略) d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に 現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、 現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、 情報を収集するものとする。 情報を収集するものとする。 また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等 なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。 の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査 のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。なお、収 集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。 イ (略) イ (略) ウ 警察 ウ警察  $(7) \sim (1)$ (略) (**7**) **~** (**1**) (略) (ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては (ウ)被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては 警備部警備課、警察署においては地域課(係)が行う。 警備部警備課、警察署においては警備課が行う。

(4)~(7) (略)

(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担

部	調	查	事	項		主	管	課
警察本部	・被害状況、 ・交通の運行 ・犯罪 <u>情勢</u>		救援活動及( 逐通規制状況	び警備活動状況	警	備	課	

(4)~(7) (略)

(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担

部	調	查	事	項		主	管	課
警察本部	<ul><li>交通の運行</li></ul>		通規制状況	び警備活動状況	警	備	課	

修正案	現行	備考
3 収集すべき情報 (1) (略) (2) 報告の要領 ア〜エ (略)  才 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。		
(3)~(4) (略)	(3)~(4) (略)	
第7節 通信手段の確保 1 (略)	第7節 通信手段の確保 1 (略)	
<ul><li>2 通信手段の利用方法等</li><li>(1) (略)</li><li>(2) 非常通信</li><li>ア 専用通信施設の利用</li><li>(略)</li></ul>	<ul><li>2 通信手段の利用方法等</li><li>(1) (略)</li><li>(2) 非常通信</li><li>ア 専用通信施設の利用</li><li>(略)</li></ul>	
(7) 通信設備の優先利用等に関する協定	(7) 通信設備の優先利用等に関する協定	
協定者     協定締結日     TEL     FAX       石川県     警察本部     \$38.11.1     076-225-0110     内線 6069       西日本旅客鉄道(株)     \$62.4.1     076-253-5204     076-253-5207	協定者     協定締結日     TEL     FAX       警察本部     S38.11. 1     076-225-0110     内線 6069	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社S62. 4. 1 076-253-5204076-253-5207 076-233-8877076-253-5207 076-233-8755	石川県   西日本旅客鉄道(株)   S62. 4. 1   076-253-5204   076-253-5207   北陸電力(株)石川支店   S38. 12. 27   076-233-8877   076-231-8755	
(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名	(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名	
所属     連絡担当者     所在地       北陸地方整備局     金沢港湾・空港整備事務 所 沿岸防災対策官     〒920-0331 石川県金沢市大野町4-2-1		

	所	属	連	絡 担	当 者	所	在	地
株式	会社中日新聞	社北陸本社	制作部長	<u> </u>		)-8573 市駅西2	<b>は町2−1</b>	2-30

イ~エ (略) (3)~(8) (略)

3 (略)

第8節 (略)

第9節 災害広報

1~2 (略)

- 3 広報の内容
- (1) (略)
- (2) 被災者に対する広報
  - 市町地域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
  - 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
  - 医療機関の診療状況
  - 電気等ライフラインの復旧状況
  - 交通機関等の復旧状況
  - 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
  - 被災者生活支援に関する情報
  - 犯罪情勢及び予防対策

(3)~(4) (略)

- 4 広報手段等
- (1) (略)
- (2) 各種情報提供

県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

所	属	連絡担当者	所 在 地
株式会社中日新聞社北陸本社		製作部課長	〒920-8573 会沢市禾林壮2-7-15

行

備考

現

イ~エ (略)

(3)~(8) (略)

3 (略)

第8節 (略)

第9節 災害広報

1~2 (略)

- 3 広報の内容
- (1) (略)
- (2) 被災者に対する広報
  - 市町地域内における雪害の発生等被害状況の概要
  - 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
  - 医療機関の診療状況
  - 電気等ライフラインの復旧状況
  - 道路、交通機関等の復旧状況
  - 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応

(3)~(4) (略)

- 4 広報手段等
- (1) (略)
- (2) 各種情報提供

県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。

<u>また、</u>市町は、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。

īF 案

なお、市町は、在宅被災者など、避難所以外に避難している被災者に対す る情報提供にも努める。

ア~イ (略)

- ウ 紙媒体の活用
- 工臨時広報誌の発行才相談窓口による情報提供力臨時災害FM局の活用
- (略)

## 第10節 道路等の交通確保対策

1 基本方針

降積雪、凍結、なだれ等により交通に障害を生じた場合、道路、公共交通 機関等を確保することにより、住民生活、社会経済活動の安定のため、国、 県、市町及び関係機関は応急復旧活動を実施する。

また、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互 の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 (略)
- 3 交通対策
- (1) 交通規制

(表中)

道路管理者 一般国道 国土交通省又は県

(略)

(2)~(3) (略)

- 4 公共交通の確保
- (1) JR西日本の運行

(ア)~(ウ)

(エ)列車遅延情報の提供

利用者に対し、列車運行状況を的確、迅速に把握し、提供するため、 通常7:00~21:00の時間で営業している北陸案内センターを、12月20日~ 2月末日の冬期間については、4:30~22:30に営業時間を延長して案内す る。

北陸室内センター	電話	舌	(076)- <u>251-5655</u>
10127/01 1 0 1 7	ホームペー		http://trafficinfo.westjr.co.jp/ hokuriku.html

(2)~(3) (略)

ア~イ (略)

ウ 臨時広報誌の発行

工 相談窓口による情報提供

オ 臨時災害FM局の活用

(略)

第10節 道路等の交通確保対策

1 基本方針

降積雪、凍結、なだれ等により交通に障害を生じた場合、道路、公共交通 機関等を確保することにより、住民生活、社会経済活動の安定のため、国、 県、市町及び関係機関は応急復旧活動を実施する。

行

備考

- 2 (略)
- 3 交通対策
- (1) 交通規制

(表中)

道路管理者 一般国道 国土交通大臣又は知事

- 4 公共交通の確保
- (1) JR西日本の運行

(ア)~(ウ)

(エ)列車遅延情報の提供

利用者に対し、列車運行状況を的確、迅速に把握し、提供するため毎 年12月20日から翌年の2月20日まで遅延情報センターを設置する。

遅延情報センター	電	話	$(076) - \underline{262} - \underline{5611}$
建延情報センター	ホー	ムページ	http://www1.odn.ne.jp/jrkanazawa

 $(2) \sim (3)$ (略)

修 正 案	現行	備考
第 1 1 節 消防活動 1 ~ 5 (略)	第 1 1 節 消防活動 1 ~ 5 (略)	
6 <u>惨事ストレス対策</u> <u>救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</u> また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。		
第12節 (略)	第12節 (略)	
≪第3章第 <u>16</u> 節へ移動≫ ≪第3章第 <u>14</u> 節へ移動≫ ≪第3章第 <u>17</u> 節へ移動≫ ≪第3章第 <u>18</u> 節へ移動≫ ≪第3章第 <u>19</u> 節へ移動≫	第 <u>13</u> 節 救助・救急活動 第 <u>14</u> 節 災害医療及び救急医療 第 <u>15</u> 節 災害救助法の適用 第 <u>16</u> 節 災害警備 第 <u>17</u> 節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	
第 <u>13</u> 節 避難誘導 1~2 (略)	第 <u>18</u> 節 避難誘導 1~2 (略)	
3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 (1)~(2)(略) (3)住民への周知 市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。	財 町防災行政無線、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通	
4~5 (略)	4~5 (略)	
6 避難者の誘導 避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区 又は一集落の単位ごとの集団避難 <u>を</u> 心掛け、避難路等の安全を確認するととも に、災害時要援護者に十分配慮する。 また、地域住民も <u>可能な限り</u> 積極的に協力する。		

修 正 案	現	備考	考
7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 イ 避難生活の対象者	7 避難所の開設及び運営 (1) 市町 ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。 なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。  イ 避難生活の対象者		
<ul><li>○ 住居等の被災者</li><li>○ 避難勧告などの対象地域の居住者</li><li>○ 帰宅できない旅行者、迷い人等</li></ul>	<ul><li>○ 住居等の被災者</li><li>○ 避難勧告などの対象地域の居住者</li><li>○ 帰宅できない旅行者等</li></ul>		
ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。	ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。		
エ 避難所の運営	エー避難所の運営		
<ul> <li>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。</li> <li>○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li>○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li>○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> <li>○ 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</li> </ul>	<ul> <li>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。</li> <li>○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li>○ 避難所の安全確保と維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li>○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> </ul>		

#### オ 仮設トイレの設置

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。<u>また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した</u>避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

#### カ 災害時要援護者に対する配慮

市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置 を講ずる。

## キ 災害時要援護者等の健康管理

県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、<u>精神保健医療対策を講じ、精</u>神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護 者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている自宅避難者を含め た地区全体の健康管理に努める。

## ク 二次避難支援の実施

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者 の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行 う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保に ついて、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

# ケ 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や<u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、</u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

コ 旅館・ホテル等の活用

市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかん

#### オ 仮設トイレの設置

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

#### カ 災害時要援護者に対する配慮

避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。 <u>また、避難所での生活が災害時要援護者の生活に著しく障害になっている場合は、適切な二次的避難所をあっせんするほか、必要に応じ、旅館や</u>ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

キ 県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、<u>医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。</u>

また、市町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、災害時要援護者等の健康管理に努める。

# ク 男女双方の視点の取り入れ

- 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点を取り入れた避難所の運営管理に十分留意する。

修正案	現行	備	 考
がみ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。 <u>サ</u> 避難者の住生活の早期確保 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、 希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。	<u>ケ</u> 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、 希望者に対して公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により 避難所の早期解消に努める。		
(2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に 応じて支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通 知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等を指示する。 市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域 調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材 の確保について、広域的な調整を行う。	(2) 県 県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に 応じて支援及び調整を行う。 また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通 知するとともに、被災市町に隣接する市町に必要な応援等を指示する。		
8 (略)	8 (略)		
9 帰宅困難者対策 県及び市町は、 <u>施設管理者や事業者等と連携し、</u> 大規模災害時により交通 が途絶したとき <u>は、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、</u> 一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や 移動を支援するため、次の協定により協力を要請する <u>など、必要な帰宅困難</u> 者対策に努める。 (略)	9 帰宅困難者対策 県及び市町は、大規模災害時により交通が途絶したとき <u>に、</u> 通勤、通学者 や観光客の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請 する。 (略)		
≪第3章第 <u>23</u> 節へ移動≫ ≪第3章第 <u>24</u> 節へ移動≫ ≪第3章第 <u>25</u> 節へ移動≫	第 <u>19</u> 節 飲料水・食料の供給 第 <u>20</u> 節 生活必需品の供給 第 <u>21</u> 節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動		
第 <u>14</u> 節 災害時要援護者の安全確保	第 <u>22</u> 節 災害時要援護者の安全確保		
1 基本方針 (略)	1 基本方針 (略)		
2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1)~(2) (略)	2 在宅災害時要援護者に対する対策 (1)~(2) (略)		

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 (略)

ア 被災状況等の把握

避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師や<u>看護師</u>等を派遣し、被災 状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、 避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、<u>栄養や食事形態に配慮した食料及び</u>必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講 じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 二次避難支援の実施

ア 市町

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での災害時要援護者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保に ついて、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

イ 県

市町から要援護者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域 調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人 材の確保について、広域的な調整を行う。

- 3 社会福祉施設等における対策
- (1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力 を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援 (略)

ア 被災状況等の把握

避難所及び災害時要援護者の自宅等に保健師や<u>訪問介護員</u>等を派遣し、 被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の災害時要援護者の被災状況に応じて、 避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、必要な 日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活 情報等の継続的な提供に努める。

- 3 社会福祉施設等における対策
- (1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力 を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の 施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り 等の措置を講ずる。

珀

の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

行

県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他

備考

県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他 の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応 マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握すると ともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防 機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、石川県災害・救急医療情報システムに参加している医療機関は、 当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

県及び市町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、 他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を 使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

<u>5</u> 外国人に対する対策 (略)

第<u>15</u>節 災害医療及び救急医療

1 基本方針

雪害時には、建物の倒壊、<u>火災等の発生</u>により、<u>同時に多数の</u>負傷者等が 発生し、医療、救護需要が<u>膨大なものになる</u>ことが予想されるので、<u>県及び</u> 市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 情報収集・提供

ア 県は、石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、 MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの 状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療 救護班の活動状況等を把握し、県医師会等の医療関係団体、医療関係機関 (大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川 県支部等)への情報提供を行う。

なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。

4 外国人に対する対策

第<u>14</u>節 災害医療及び救急医療

1 基本方針

(略)

雪害時には、建物の倒壊、<u>交通事故など</u>により負傷者等が発生し、医療、 救護需要が<u>増える</u>ことが予想されるので、市町は、他の関係機関の協力を得 て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

3 情報収集・提供

県は、災害・救急医療情報システム<u>及び</u>災害時優先電話などにより、医療機関の<u>被災</u>状況、<u>診療応需状況、空床状況、血清製剤、医薬品の備蓄、調達</u> 状況等を把握し、関係機関及び住民等への情報提供を行う。

イ 県は、石川県災害・救急医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、 MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。

石川県災害・救急医療情報システム

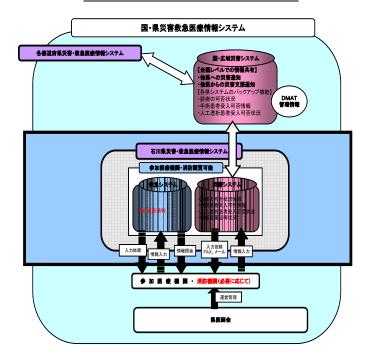
- (略)
- システム参加機関

医療機関 61、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13

○ 災害時情報

<u>患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、</u>医薬品<u>保有</u>状況、ライフライン状況等

災害・救急医療情報システム概念図



石川県災害・救急医療情報システム

- (略)
- 端末設置機関

医療機関 62、消防本部 11、医師会 1、保健福祉センター等 13

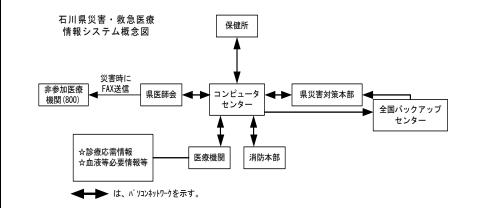
現

○ 災害時情報

<u>診療可否状況、</u>医薬品<u>等在庫</u>状況、ライフライン状況<u>、ボランティア情</u> 報等

行

備考



修正案	現行	備	考
3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制 (1) 市町 ア 市町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、 保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派 遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。  イ (略) ( <u>削除</u> )	2 実施体制 (1) 市町 ア 市町長は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行う。 イ (略) ウ 市町長は、患者の搬送や医薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の対象の事故に出去しな悪な機器を		
(2) 県 ア 災害医療支援室の設置 (7) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置 し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を石川県災害・救急医療情報システム及び市町等から把握する。 (1) 県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。 イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMATの派遣	<u>動の実施に当たり必要な措置を講ずる。</u> (2) 県 <u>ア</u> 県は、 <u>市町長から派遣要請があった場合、又は医療救護の必要を認めた場合には、</u> 医療救護班を派遣する。		
(7) 県は、石川 D M A T が出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川 D M A T 指定病院に対して石川 D M A T の出動を要請する。 (1) 県は、20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる雪害の場合は、国及び他の都道府県にD M A T の派遣を要請する。 (ウ) 県は、必要に応じて、災害医療支援室の下にD M A T 活動支援室を設置する。 (I) 県は、必要に応じて、D M A T の活動拠点(災害拠点病院・S C U等)ごとにD M A T 活動拠点連絡会を設置する。 エ 医療救護班の派遣			
(7) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。 (1) 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。 (1) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。	<u>イ</u> 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合には、 県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、 <u>国に災害派遣</u> <u>医療チーム(DMAT)</u> の派遣 <u>等</u> を要請する。		

- (I) 県は、必要に応じて、地域別に、地域医療救護活動支援室を設置し、 災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。
- (オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班(こころのケアチーム)等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療 救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。

(<u>削除</u>)

- <u>オ</u> 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、 医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活 用を図る。
- (3) 石川DMAT指定病院
  - <u>ア</u> <u>石川DMAT指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMATを</u> 待機させる。
  - イ 石川 D M A T 指定病院は、県から「石川 D M A T の出動に関する協定 書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川 D M A T を出動させる。

石川DMATの出動に関する協定書

	協定者	協定締結日
石川県	金沢大学附属病院	H22. 4. 1
	金沢医科大学病院	H22. 4. 1
	国立病院機構金沢医療センター	H22. 4. 1
	公立能登総合病院	H22. 4. 1
	但立由中病院	H22 4 1

- ウ 石川 D M A T 指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機 関等からの情報又は要請に基づき、石川 D M A T を出動させる。 この場合、石川 D M A T を出動させた旨を速やかに県に報告し、その 承認を得る。
- エ DMATの業務内容
  - (ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達 (状況評価)、トリアージ、救急医療等(現場活動)
  - (イ) 被災地内での搬送中の患者の治療(地域医療搬送)
  - (ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援 等(病院支援)
  - (I) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等(広域医療搬送)

行

備考

現

- ウ 保健所は、市町災害対策本部の医療担当部署に対し、医療救護活動の 連絡・調整等にかかる技術的な支援を行うとともに、市町の医療救護の 調整業務に支障が生じた場合は、当該業務を補完する。
- 工 県は、医療救護活動が円滑に行われるために必要と認める時は、国や 医療機関との調整などに関し、県医師会等の協力を得つつ、医療救護班 の立ち上げや運営等の総合調整に努める。
- 才 保健所及び地域センターは、保健衛生を中心とした地域の災害対策の 拠点として関係機関と積極的に連携を図り、地域における保健衛生活動 の総合的な調整を行う。
- 力 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、 医療<u>救援</u>ボランティアとの連絡調整を行い、医療<u>救援</u>ボランティアの積 極的な活用を図る。

#### 修 īF 案

オ DMATの情報共有

DMATは、石川県災害・救急医療情報システム及び広域災害医療情 報システム(DMAT管理)、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線な どにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引 継ぎ等を行う。

## (4) 災害拠点病院

ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班 を派遣し、医療救護活動を行う。

#### 災害拠点病院

拠品物匠		
種別	病院名	
基幹災害 <u>拠点病院</u>	県立中央病院	
地域災害 <u>拠点病院</u>	小松市民病院	
	国立病院機構金沢医療センター	
	金沢市立病院	
	金沢赤十字病院	
	公立能登総合病院	
	<u>公立羽咋病院</u>	
	市立輪島病院	
	珠洲市総合病院	

## (削除)

# イ 医療救護班の業務内容

- (7) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (I) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ)被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

## 7 災害拠点病院

次の災害拠点病院は、重傷病患者の受け入れ及び搬出、医療救護チームの 派遣及び地域の医療機関への応急用資材の貸出等を行う。

行

備考

現

## **災宝坝占病院**

火音灰点柄坑				
種別	病院名	TEL	FAX	医療圏
基幹災害 医療センター	県立中央病院	076-237-8211	076-238-5366	石川中央
地域災害 医療センター	小松市民病院	0761-22-7111	0761-22-7199	南加賀
医療センター	国立病院機構金沢医療センター	076-262-4161	076-222-2758	石川中央
	金沢市立病院	076-245-2600	076-245-2690	石川中央
	金沢赤十字病院	076-242-8131	076-243-7552	石川中央
	公立能登総合病院	0767-52-6611	0767-52-9225	能登中部
	市立輪島病院	0768-22-2222	0768-22-6598	能登北部
	珠洲市総合病院	0768-82-1181	0768-82-1191	能登北部

# 4 医療救護班派遣体制

災害時における医療救護は、一義的には市町が実施する。県はこれを応援 ・補完する立場から医療救護班を編成し、市町からの要請があった場合、又 は必要と認める場合にこれを派遣する。

医療救護班の業務内容

$\cap$	傷病者の	$\mathbf{k}$	IJ	アーシ	>

傷病者に対する応急措置 重症者の後方病院への搬送手続き

災害初期に自主的に参集した救護班の配置調整、情報提供

医療救護活動の記録

その他必要な事項

修正案	現行	備考
( <u>削除</u> )	(注)       トリアージとは、被災地において、限られた人的・物的資源を最も有効に活用して、できるだけ多数の傷病者に最適の医療を実施するため、傷病者を傷病の緊急度と重傷度により、「最優先治療醛(重傷)」、「非緊急治療醛(中等傷)」、「軽处置醛(軽傷)」、「死亡群」に分類し、治療優先度を決める行為である。         トリアージの実施基準       分類       優先順位       識別票         最優先治療群(重傷)       第1 赤       非緊急治療群(中等症)       第2 黄       軽         軽処置群(軽傷)       第3 緑       飛       死亡群       第4 黒	
( <u>削除</u> )	(2) 医療救護班の派遣	
ウ 医療救護班の情報共有 医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、石川県 災害・救急医療情報システム及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線 などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継 ぎ等を行う。 工 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れ を行う。		
(5) 公立病院等         ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、 医療救護活動を行う。         イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。         (6) 県医師会 ア〜イ (略) (削除)	2 実施体制 (3) <u>(社) 石川</u> 県医師会 ア〜イ (略) ウ <u>(社) 石川県医師会長は、派遣した医療救護班の現場における医療救護活動の総合調整を行う。</u>	
災害時の医療救護に関する協定	災害時の医療救護に関する協定	

## 4 救護所の設置

- <u>(</u>1)(略)
- (2) 県は、必要に応じて、県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保に配慮する。

(<u>削除</u>)

(3) (略)

## 5 災害時後方医療体制

- ア 医療施設又は救護所では対応できない<u>重症</u>患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。
- イ 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急 用資機材の貸出し等を行う。

## 6 重症患者等の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

## (2) 搬送の実施

<u>ア</u> 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、 医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び 市町が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどへリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、「第8節 消防防災ヘリコプターの活用」及び「第12節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

## 7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、<u>透析液や</u>医薬品等又は輸血用 血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。

(2) (略)

#### 5 救護所の設置

- <u>(</u>1) (略)
- (2) 県は、<u>一般の救護所での医療活動とは別に、</u>必要に応じて、<u>保健所等に精神科救護所を設置するほか、石川</u>県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保にも配慮する。

なお、精神科救護所の活動については、「第25節 心のケア活動」による。

行

団体名	TEL	FAX
(社)石川県歯科医師会	076-251-1010	076-251-6450

(3) (略)

#### 6 災害時後方医療体制

医療施設又は救護所では対応できない<u>重傷</u>患者や特殊な医療を要する患者については、<u>災害時</u>拠点病院や<u>大学附属病院</u>等に搬送し、治療を行う。

## 8 重傷患者の搬送体制

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

#### (2) 搬送の実施

災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。

なお、患者搬送に係るヘリコプター使用については、本章「第8節 消 防防災ヘリコプターの活用」及び「第12節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

## 9 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。

(2) (略)

## (3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)

(7) 災害時における医薬品の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県薬業卸協同組合		H 8. 11. 13

(イ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県医療品卸商組合		H 8. 11. 13

(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定

協定者		協定締結日
石川県	石川県医療機器 <u>協会</u>	H 8. 11. 13

# イ 輸血用血液 (略)

優先順位	血液センター	
1	1 石川県赤十字血液センター	
2	2 愛知県赤十字血液センター	
	富山県赤十字血液センター	
	福井県赤十字血液センター	

## (3) 県災害対策本部 ア 医薬品等 (略)

(7) 災害時における医薬品の供給等に関する協定

現

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8. 11. 13	076-266-4141	076-266-4113

行

備考

(イ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-231-5747	076-262-5056

(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定

	協定者	協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県医療機器 <u>組合</u>	H 8. 11. 13	076-222-6531	076-222-2922

イ 輸血用血液 (略)

優先順位	血液センター	TEL	
1	石川県赤十字血液センター	076-237-5534	
		076-237-5538	
2	愛知県赤十字血液センター	0561-84-1131	
	富山県赤十字血液センター	0764-51-5555	
	福井県赤十字血液センター	0776-36-6275	

8 他県等からの医薬品等の受入体制 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び<u>積載</u>場所を 被災地に近い保健所に設置し、県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管 理及び供給を行う。

(削除)

<u>9</u> 医薬品等の輸送手段 (略)

<u>10</u> 医療機関のライフラインの確保 (略)

#### 11 個別疾患対策

市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等へ的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整等、透析医療の確保に努める。

(削除)

第16節 健康管理活動

健康福祉部、市町

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、

10 他県等からの医薬品等の受入体制

― 県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び<u>保管</u>場所を 被災地に近い保健所に設置し、<u>(社)石川</u>県薬剤師会の協力により、医薬品等 の保 管管理及び供給を行う。

行

備考

団体名	TEL	FAX
(社)石川県薬剤師会	076-231-6634	076-223-1520

11 医薬品等の輸送手段

(略)

<u>12</u> 医療機関のライフラインの確保 (略)

13 個別疾患対策

市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の <u>うえ</u>、患者等へ的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品の 確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受け入れの調整等、透析医療の確保に努める。

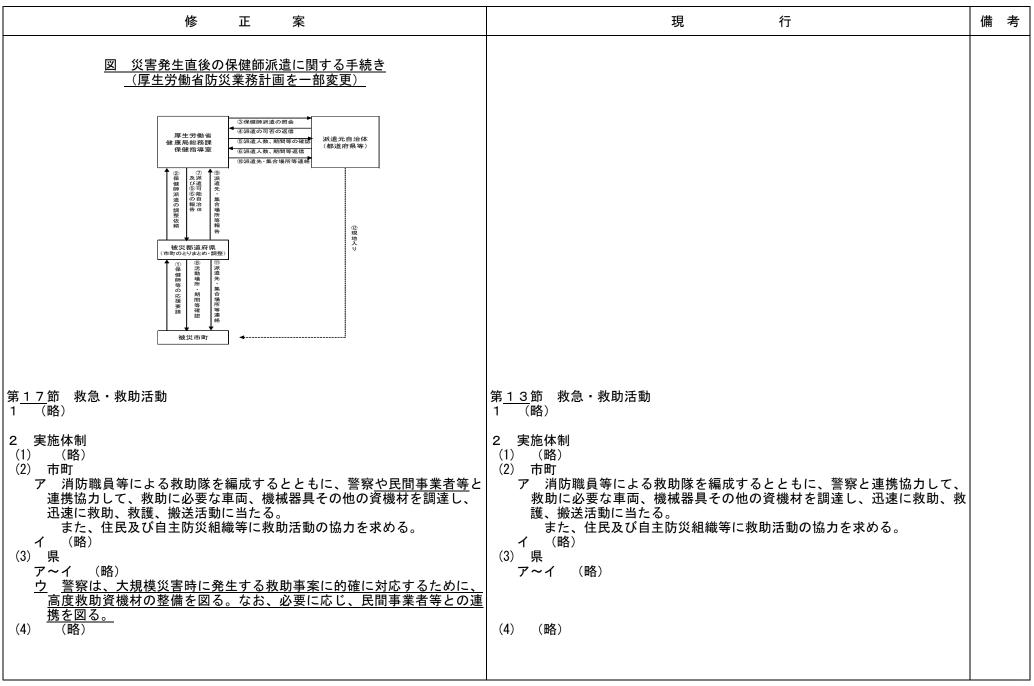
14 心のケア対策

災害直後の精神科医療を確保するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害等の精神不安に対しては、被災者の心理的な安定を図るため、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングなど、継続的なケアを行う。

<u>特に、影響を受けやすい高齢者や児童生徒については、相談活動などのきめ細かな対応を図る。</u>

活動については、「第25節心のケア活動」による。

Г		
修正案	現行	備考
睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等 のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。 このため、市町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な 連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。		
2 実施体制 (1) 被災市町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。 (2) 県は、市町が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。		
3 健康管理活動従事者の派遣体制		
4 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要援護者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。 (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症や生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。 (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。		



修正案	現行	備考
3 <u>惨事ストレス対策</u> <u>従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第11節「消防</u> <u>活動」6による。</u>		
4 医療救護活動 医療救護活動については、本章第 <u>15</u> 節「災害医療及び救急医療」により実 施する。	3 医療救護活動 医療救護活動については、本章第 <u>14</u> 節「災害医療及び救急医療」により実施する。	
5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 <u>18</u> 節「災害救助法の適用」 による。	4 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 <u>15</u> 節「災害救助法の適用」 による。	
第 <u>18</u> 節 災害救助法の適用 (略)	第 <u>15</u> 節 災害救助法の適用 (略)	
第 <u>19</u> 節 災害警備 1 (略) 2 災害警備体制 (1)~(3) (略) (4) 災害警備対策 ア~イ (略) ウ 現場措置等	第 <u>16</u> 節 災害警備 1 (略) 2 災害警備体制 (1)~(3) (略) (4) 災害警備対策 ア~イ (略) ウ 現場措置等	
(ア)~(ウ) (略)	(で)~(ウ) (略)	
(I) 犯罪の予防・取締り 災害時の混乱に乗じた <u>盗難や詐欺</u> をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部 <u>は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</u>	(I) 犯罪の予防・取締り 災害時の混乱に乗じた <u>盗犯</u> をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部の諸活動を強化し、住民の不安の一掃に努める。	
(力)~(丰) (略)	(九)~(キ) (略)	

行

備考

## 第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬

1 (略)

2 行方不明者及び遺体の捜索

市町は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安部及び消防の協力を 得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため 調整の場を設ける。

3 (略)

4 遺体の埋葬

(略)

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定 に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定

	協定締結日	
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3.31
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3.31

(2)~(3) (略)

5 安否確認

市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。 なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 (略)

7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合<u>の措置</u>は、本章第<u>18</u>節「災害救助法の適用」による。

第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬

1 (略)

2 行方不明者及び遺体の捜索

市町は、行方不明者及び遺体の捜索を警察、海上保安部の協力を得て実施する。

また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

現

3 (略)

4 遺体の埋葬

(略)

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、関係市町に対し迅速的確な連絡を行う。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

(2)~(3) (略)

5 安否確認

市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出 及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

6 (略)

災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

#### 第21節 飲料水・食料の供給

環境部、農林水産部、農林水産省生産局、北陸農政局、市町

#### 1 基本方針

県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、飲料水・ 食料を調達し、供給を実施する。<u>なおこの際、要援護者への配慮及び食料の</u> 質の確保に留意する。

#### 2 実施体制

- (1) 県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる飲料 水や食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。
- (2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて 飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し 等で飲料水・給食の供給を実施する。
- 3 (略)

## 4 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

## アー米穀の引渡し要請

県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、 その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取 りつつ、農林水産省生産局に引渡し要請を行う。

# イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省<u>生産局</u>は、県及び市町から米穀の<u>引渡し</u>要請を受けたときは、<u>受託事業体</u>に対して、<u>知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用</u> 米穀を引渡すよう指示する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先

連 絡 先	TEL	FAX
農林水産省 <u>生産局農産部貿易業務課</u>	03-6744- <u>1354</u>	03-6744- <u>1390</u>

## (2) 県の備蓄食料の提供

県は、市町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。

(3) おにぎり・パン等の供給

県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

## 第19節 飲料水・食料の供給

環境部、農林水産部、北陸農政局、市町

## 1 基本方針

県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、飲料水・ 食料を調達し、供給を実施する。

#### 2 実施体制

市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、<u>応急給水・</u>炊出し等で飲料水・給食の供給を実施する。<u>また、県は、飲料水、主要食料の調達等の</u>調整を図る。

#### 3 (略)

## 4 応急用米穀の確保

## (1) 米穀の調達要請

県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、 その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取 りつつ、農林水産省に調達要請を行う。

# (2) 米穀販売事業者へ手持ち精米の売却要請

農林水産省は、県及び市町から米穀の調達要請を受けたときは、<u>米穀販売事業者</u>に対して手持ち精米の県及び市町への売却を要請するほか、知事と協議の上、必要に応じて政府所有米穀を直接県及び市町に供給する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先

連 絡 先	TEL	FAX
農林水産省 <u>総合食料局食糧部食糧貿易課</u>	03-6744- <u>2076</u>	03-6744- <u>1076</u>

#### 5 副食及び調味料の確保

(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。

<u>また、</u>県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被 災地への輸送の手配を行う。

- (2) <u>市町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ</u>供給する。
- (3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、要援護者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。
- ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しが ちな栄養素等の確保を図るとともに、要援護者に対しては、食事形態等に も配慮する。
- <u>イ</u> 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等 の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
- ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

6~7 (略)

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第<u>18</u>節「災害救助法の適用」による。

#### 第22節 生活必需品の供給

1 (略)

#### 2 実施体制

市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に 対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品 等の円滑な供給に十分配慮する。

## 3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送 手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを 踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇 風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する ものとする。

(2) 情報の提供

(略)

5 副食及び調味料の確保

<u>副食及び調味料については、民間関係事業者などから市町が直接調達する。ただし、市町において調達が困難な場合、県は可能な限りこれを調達する。</u> 県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。

6~7 (略)

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第<u>15</u>節「災害救助法の適用」 による。

第20節 生活必需品の供給

1 (略)

2 実施体制

市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自らが対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等 の応援を得て実施する。

(略)

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。

(略)

(2) 情報の提供

(略)

修正案	現 行	備考
### 14	生活必需品の確保に関する協定	
4 (略) 5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 <u>18</u> 節「災害救助法の適用」 による。	4 (略) 5 災害救助法による措置 災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 <u>15</u> 節「災害救助法の適用」 による。	

## 第23節 こころのケア活動

#### 1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、雪害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

## 2 実施体制

- (1) 県
  - ① <u>必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置</u> し、精神保健医療対策を実施する。
  - ② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、災害時精神保健医療活動(こころのケア)が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制(緊急入院先の確保など)の調整も行う。
  - ③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、国及 び都道府県等の協力を得て実施する。
- (2) 市町
  - ① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。
  - ② 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。

# (削除)

# 3 精神保健医療班(こころのケアチーム)派遣体制

県は、<u>必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、</u>精神保健医療班(精神科医、看護師、精神保健福祉士等)を編成し、被災地へ派遣する。

# 4 精神保健医療班活動

精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者 宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

## 第25節 心のケア活動

#### 1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、雪害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者に対して、精神相談等の精神保健対策を講じ、<u>住民の精神の安定</u>を図る。

備考

## 2 実施体制

- (1) <u>県は、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神</u> 保健医療対策を実施する。
- (2) 県は、必要に応じ災害時精神科救急医療体制の調整を行う。
- (3) 県は、精神保健対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、国及び他の都道府県等の協力を得て実施する。

## 3 精神科医療活動

- (1) 災害直後に既存の精神科医療機関が対応できない場合、必要に応じて保健所あるいは市町保健センターに「精神科救護所」を設置する。
- (2) 精神科救護所を設置しない場合にも、保健所が精神科救護活動に協力する診療協力医療機関を確保する。
- (3) 保健所は、被災精神障害者の継続的医療の確保と精神疾患の急発・急変への救急対応を行う。

# 4 精神保健医療班の編成

- (1) 保健所長は、<u>必要があると認めた時は、</u>精神保健医療班(精神科医、保健師、精神保健福祉士)を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。
- (2) 精神保健医療班は、積極的に避難所<u>等</u>を訪問し、被災者の心のケア活動 を行う。

# (2) 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

(3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者<u>や障害者</u>は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の<u>支え合いの体制とも連携し、精</u>神相談を実施する。

## 5 精神保健医療活動情報の提供

県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。

## 第24節 防疫、保健衛生活動

## 1 基本方針

雪害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、 感染症が多発するおそれがある。

このため、<u>感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所</u> 等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症 のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。 (削除)

#### 2 実施体制

## (1) 市町

- ア 市町は、防疫班(衛生技術者、事務職員)を編成する。防疫班は、避 難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実 施する。
- イ 市町は、防疫活動の状況を県に報告する。
- ウ 市町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できない と認められるときは、県に協力を要請する。

## (<u>削除</u>)

- エ 市町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。
- <u>オ</u> 避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被 災者の生活環境の衛生対策を実施する。

ア 被災児童に対する精神相談の実施

<u>災害</u>により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて 児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて 児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

イ 被災高齢者に対する精神相談の実施

高齢者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の<u>中での助け合いのある支援体制を整</u>備する。

(3) 精神保健活動情報の提供

<u>こころの健康センター</u>は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、 県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。

## 第21節 防疫、保健衛生活動、健康管理活動

## 1 基本方針

雪害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、 感染症が多発するおそれがある。

このため、<u>家屋や避難所の消毒を実施し、</u>食品衛生の確保を図るとともに 感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行 う。

また、避難者の健康管理、避難生活における生活環境の衛生対策を行う。

#### 2 実施体制

## (1) 市町

- ア 市町長は、<u>知事の指示により</u>防疫班(衛生技術者、事務職員)を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、 飲料水の消毒を実施する。
- イ 市町長は、防疫活動の状況を県に報告する。
- ウ 市町<u>長</u>は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に他の市町の協力を要請する。
- 工 市町は、健康管理班を編成し、民生委員、介護支援専門員等と協力の うえ、要援護者、在宅療養患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医 療が受けられるように対処する。また、健康管理班の編成についてあら かじめ定めておく。なお、活動にあたっては医療救護班、県精神保健医 療班等と連携協力して実施する。
- オ 市町は、県の協力を得て<u>被災者全員の健康調査を実施するとともに、</u> 避難所、仮設住宅等を巡回して健康相談を実施する。
- <u>カ</u> 避難生活が長引く場合、市町<u>長</u>は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、 被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

行

(2) 県

ア 県は、<u>市町から要請があったときは</u>、防疫、保健衛生関係職員<u>を</u>派遣するなどの協力をする。

イ~ウ (略)

- エ <u>県</u>は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う<u>防疫・保健衛生活動</u>に協力するとともに、必要な調整を行う。
- オ 県は、市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。
- カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建 築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協 力を要請する。

地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協 定 (略)

(3) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回 し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地 域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会 へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、 衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の<u>指導</u> ・調整のもとに、市町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

(1) 市町

避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を 行う。

- ア <u>避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断</u>を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。
- イ<u>避難者へ提供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残</u> 廃物の衛生的処理に十分注意するよう指導する。

4~7 (略)

第25節 ボランティア活動の支援

1~2 (略)

3 ボランティア本部の機能

(1) (略)

(2) 県

ア 県は、<u>必要と認めるとき</u>は、防疫、保健衛生関係職員<u>の</u>派遣<u>や他の市</u> 町村との調整を図る。

イ~ウ (略)

- エ <u>保健所</u>は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う<u>健康調査や巡回健</u> 康相談等の被災者の健康管理活動に協力する。
- オ 市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。
- カ 県は、市町<u>長</u>から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共 建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により 協力を要請する。

地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協 定 (略)

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、 衛生状態が悪くなり<u>がちで</u>感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の <u>指示</u>のもとに市町<u>が</u>必要な防疫活動を実施する。

(1) 検病検査及び健康診断

<u>避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を</u> 行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

(2) 清潔、消毒

<u>手洗い消毒液を配置するとともに、簡易トイレ等の消毒を行う。</u>

(3) 給食の衛生保持等

<u>避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物</u> の衛生的処理に十分に注意する。

4~7 (略)

第23節 ボランティア活動の支援

1~2 (略)

3 ボランティア本部の機能

(1) (略)

修正案	現行	備考
(2) ボランティアの募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティアあっせんの要請があったときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関に <u>おい</u> てあらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。 なお、ボランティア活動を当面次の業務に区分し、県及び市町の各担当 部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図るものとする。 ア アマチュア無線通信業務(危機管理部局)	(2) ボランティアの <u>あっせん、</u> 募集及び誘導 災害対策本部又はボランティア現地本部からボランティア <u>の</u> あっせんの要 請があったときは、要請の内容に応じて県、市町及び関係機関に <u>対し</u> てあら かじめ登録している防災ボランティアをあっせんするほか、マスメディア等 を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行う。	
<ul> <li>4 ボランティア現地本部の機能 (1) ~ (3) (略)</li> <li>(4) ボランティアコーディネート 被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。 その際、県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</li> <li>(5) (略)</li> <li>(6) ボランティアの健康管理・安全対策ボランティアの健康管理・安全対策ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。</li> <li>(7) 継続的なボランティア活動の支援被災者支援活動を継続的に行うため、遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行に努める。</li> </ul>	<ul> <li>4 ボランティア現地本部の機能 (1) ~ (3) (略)</li> <li>(4) ボランティアコーディネート 被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。 その際、県等の養成した災害ボランティアコーディネーターを活用する。</li> <li>(5) (略)</li> <li>(6) ボランティアの健康管理・安全対策 ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連携を図るとともに、安全な活動確保のための指導や規制を行う。</li> </ul>	
5 (略)	5 (略)	
第 <u>26</u> 節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 (略)	第 <u>24</u> 節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理 (略)	

#### 第27節 住宅の応急対策

## 1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。

## 2 実施体制

(1) 応急仮設住宅の建設及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、災害時要援護者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

## (2) (略)

災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定

t	力加加	定	者	協定締結日	TEL	FAX
石川県	(社)石	川県日	它地建物取引	H18. 12. 27	076-291-2255	076-291-1118
	(社)全 石川県	日本 <sup>7</sup> 本部	下動産協会	<u>H21. 10. 1</u>	076-280-6223	076-280-6224

#### 3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第<u>18</u>節「災害救助法の適用」による。

#### 4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別

#### 第26節 住宅の応急対策

#### 1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 2 実施体制

(1) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。

また、設置に際しては、地域コミュニティや健康面に配慮する。

## (2) (略)

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第<u>15</u>節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別

及び順位による。 ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第<u>13</u>節「避難 誘導」の定めるところによる。

		対策種別及び順位	内容
	1	(1) 自費建設	被災者世帯の自力(自費)で建設する。
住	自力確保	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居 とする。
仕	傑	(3) 借用	一般民間(親戚等を含む。)の借家、貸間、アパート等を 借りる。
宅	2	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居
0	2 既存公営	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童 福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
確	3機構資	<ul><li>・災害復興住宅建設補修資金</li><li>・地すべり関連住宅貸付</li></ul>	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融 支援機構から融資を受けて建設する。
	4	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
保	公営住設	(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。

# 第28節 ライフライン施設の応急対策

1~5 (略)

- 6 下水道施設
- (1)~(3) (略)
- (4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

(<u>削除</u>)

(5)~(8) (略)

# 第29節 輸送手段の確保

1~5 (略)

坊

行

備考

及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第<u>18</u>節「避難 誘導」の定めるところによる。

	対策種別及び順位			内	容
	1 (1) 自費建設			帯の自力(自費)で	建設する。
住	自力	(2) 既存建物の改造	被災をまとする。	ぬがれた非住家を自	力で改造模様替えをして住居
壮	確保	(3) 借用	一般民間 借りる。	](親戚等を含む。)	の借家、貸間、アパート等を
宅	2	(1) 公営住宅入居	既存公営	住宅への特別入居	
の	既存公営 所 発入所	(2) 社会福祉施設へ	の入居 県、市町福祉施設	又は社会福祉法人の 等への入所要件該当	経営する老人福祉施設、児童 者の優先入所
確	3機構資	・災害復興住宅建設補 ・地すべり関連住宅貸	修資金 自費で建 行 支援機構	設するには資金が不 から融資を受けて建	足する者に対して、住宅金融 設する。
	4 公宅	(1) 災害公営住宅の	建設 大災害発	生時に特別の割当を	受け、公営住宅を建設する。
保		(2) 一般公営住宅の	建設 一般公営	住宅を建設する。	
	5	災害救助法による仮設	住宅建設 大災害発	生時に特別の割当を	·受け、 <u>公営</u> 住宅を建設する。

# 第27節 ライフライン施設の応急対策

1~5 (略)

- 6 下水道施設
- (1)~(3) (略)
- (4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、使用していない合併浄化槽がある場合はその活用を図る。

(5) ~ (8) (略)

# 第28節 輸送手段の確保

1~5 (略)

現

6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第<u>18</u>節「災害救助法の適用」による。

#### 第30節 文教対策

#### 1 基本方針

教育委員会は、降積雪時に児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保<u>や教科書及び学用品の給与</u>等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確 実な安全確保を図る。

## 2~7 (略)

## 8 授業料の免除及び育英資金

(1) 被災生徒の授業料免除

授業料を免除することができる(石川県立高等学校授業料減免規則(昭和54年石川県規則第16号)第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条))。

(2) (略)

## 9 給食措置

(1) 児童生徒の対策

市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

なお、<u>給食を実施している県立学校</u>にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

#### 10 保健衛生

<u>県教育委員会及び市町</u>教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、 本章第29節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

雪害が発生したときは、災害情報の収集に努め、<u>感染症発生のおそれが</u> あるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、 器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康 福祉部局の協力を得て行う。

6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第<u>15</u>節「災害救助法の適用」による。

行

#### 第29節 文教対策

## 1 基本方針

降積雪時に児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保等の措置を講じ、応急教育を実施する。

#### 2~7 (略)

## 8 授業料の減免及び育英資金

(1) 被災生徒の授業料減免

授業料<u>の全額又は一部</u>を免除することができる(石川県立高等学校授業料減免規則(昭和54年石川県規則第16号)第2条及び石川県私立高等学校母子家庭等子弟授業料減免補助金交付要綱第2条))。

(2) (略)

## 9 給食措置

(1) 児童生徒の対策

市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指示指導を行う。

(2) 物資対策

被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

なお、<u>定時制夜間高校の給食原材料</u>にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

#### 10 保健衛生

教育委員会は、健康福祉部と密接な連絡をとり本章第<u>21</u>節「防疫、保健衛 生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

雪害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害情報の収集に努めるとともに、危険地域については、健康福祉部と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して、予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断<u>・健康</u>相談を健康福祉部の協力を得て行う。

修正案	現 行	備考
(2) 被災学校の環境衛生 災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部 <u>局</u> の協力 を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力 する。	(2) 被災学校の環境衛生 災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部の協力を 得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力す る。	
11 (略)	11 (略)	
12 避難所協力 学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。 また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢		
対象、子校機能を推行、特別できる場合の対象、光重工に中の地域への資   献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。   13 (略)	13 (略)	
第 <u>31</u> 節 応急金融対策 (略)	第 <u>30</u> 節 応急金融対策 (略)	
第 <u>32</u> 節 農林水産物災害応急対策 (略)	第 <u>31</u> 節 農林水産物災害応急対策 (略)	
第4章 復旧·復興計画 第1節 (略)	第4章 復旧・復興計画 第1節 (略)	
第2節 公共施設災害の復旧	第2節 公共施設災害の復旧	
関係各部局、教育委員会、 <u>警察本部、</u> 市町、防災関係機関	関係各部局、教育委員会、市町、防災関係機関	
1~2 (略) 3 復旧事業の方針 (1)~(5) (略) (6) 暴力団排除活動の徹底 警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に 努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。	1~2 (略) 3 復旧事業の方針 (1)~(5) (略)	
4 (略)	4 (略)	

修正案	現	備考
第3節 (略)	第3節 (略)	
第4節 災害復旧資金 1~2 (略)	第4節 災害復旧資金 1~2 (略)	
<ul> <li>3 北陸財務局の措置         <ul> <li>(1) 関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。</li> </ul> </li> <li>(2) <u>災害つなぎ資金(地方短期資金)の貸付を行う</u>。</li> <li>4 (略)</li> </ul>	3 北陸財務局の措置 (1) <u>必要資金の調査</u> <u>雪害発生の際は、関係機関と緊密に連絡の上、県、市町等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。</u> (2) <u>応急資金の融通</u> <u>県、市町に対して、融通を行う手持ち資金が不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。</u> 4 (略)	
第5節 被災者への支援	第5節 被災者への支援	
1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、雪害発生後の住民生活の安定を図るため、 災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するな ど迅速な復興援助の措置を講ずる。 また、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予 想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に 努める。	1 基本方針 県、市町及び防災関係機関は、雪害発生後の住民 <u>の</u> 生活の安定を図るため、 災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するな ど迅速な復興援助の措置を講ずる。	
2~4 (略)	2~4 (略)	
5 生活福祉資金の貸付 雪害により被害を受けた低所得者 <u>の</u> 速やか <u>な</u> 自力更生を <u>支援す</u> るため、県 社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福 祉協議会の協力を得て、 <u>生活福祉資金の</u> 貸付を行う。	5 生活福祉資金の貸付 雪害により被害を受けた低所得者 <u>に</u> 対して速やか <u>に</u> 自力更生を <u>させ</u> るため、 県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、 <u>郡</u> 市町の社 会福祉協議会の協力を得て、 <u>災害援護資金を予算の範囲内において</u> 貸付を行 う。	
6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 雪害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を <u>支援する</u> ため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。	6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 雪害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を <u>図る</u> ため、 予算の範囲内で母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。	
7~10 (略)	7~10 (略)	
第6節 被災者生活再建支援制度 (略)	第6節 被災者生活再建支援制度 (略)	
	- 72 -	

īF 行 備考 案 第7節 被災者の生活確保のための緊急措置 第7節 被災者の生活確保のための緊急措置 総務部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関 総務部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関 (略) 1 (略) 2 生活相談 2 生活相談 (1)~(3) (略)  $(1) \sim (3)$ (4) 市町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市 町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。 3 こころのケア活動の継続 <u>こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送る</u> ことができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目な く実施する。 3 り災証明の交付 4 り災証明の交付 (略) (略) (1) (略) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られる (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑なり災証明の交付が図られる よう支援する。また、県は、り災証明を円滑に発行するため、平時から被 よう支援する。 害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、り災証明について、住 民への周知徹底に努める。 5 国税等の徴収猶予及び減免の措置 4 国税等の徴収猶予及び減免の措置 (略) (略) 6 公営住宅等の整備 5 公営住宅の建設 県及び市町は、雪害により住居を滅失した低所得者の被災者に対する住宅 県及び市町は、雪害により住居を滅失した低所得者の被災者に対する住宅 対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居 等を行うものとする。 この場合において、滅失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当すると この場合において、滅失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当すると きには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省 に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定を受け、早 きには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省 に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早 期の建設を図る。 期の整備を図る。

修正案	現 行	備考
第8節 災害義援金及び義援物資の配分 1~3 (略)	第8節 災害義援金及び義援物資の配分 1~3 (略)	
4 義援金の配分 県及び市町 <u>等</u> は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定 <u>し、</u> できる限り迅速な配分に努める。	4 義援金の配分 県及び市町は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定 <u>する。</u>	
5~6 (略)	5~6 (略)	
第9節 復興計画 1 基本方針   被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の雪害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。 2~3 (略)	復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくり	